

令和 7 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 3 号

令和 7 年 1 2 月 5 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課 長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和7年12月5日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、インターネット配信も行っておりますので、地方自治法第132条の規定を遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5 番通告， 1 番篠塚 敦君。

〔1 番篠塚 敦君登壇〕

○1 番（篠塚 敦君） 皆さんおはようございます。議席番号 1 番篠塚 敦です。本日も利根町議会を傍聴いただき、ありがとうございます。

昨日，町長からお話がありましたが，私の通告書の質問の要旨も大分省略しておりますので，次回以降は丁寧に書かせていただきます。

質問に入る前に，9 月に利根町役場，ウェルネス大学，そして取手警察署で外国人への生活講習会をやっていただきました。講習後は，ごみに関しては少しよくなったというお話も聞いております。本当にありがとうございます。

しかし，また最近いろいろな話が耳に入ってきております。ウェルネス大学では，新たな建物を建設しているという話も聞いております。今後さらに外国人留学生が増加することが考えられます。文化の違う方，数年で入れ替わる留学生の講習会は，一度教えれば解決するものではなく，継続してやらなければなりません。役場の職員がずっと続けていくことが正しいのかは分かりませんが，引き続き，ウェルネス大学，利根国際学院等と連絡を密に取り，町民の要望を満たしていただければと思います。

それでは，通告書に従いまして質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は，大きく分けて 3 点です。

一つ目は，利根町の都市計画についてお聞きいたします。

やはり町の活性化を図るには，新しい人が住む，新しいお店ができる，新しい企業が来るというのは必要不可欠だと考えます。これからの利根町の活性化のため，町の考えをお聞きしたいと思います。

二つ目は，町民への情報周知についてお聞きいたします。

町の情報を町民へ届け，町民の意見を町へ届けることが，我々議員にとって最も大切な仕事の一つでもあります。しかし，届け切れない情報や拾い切れない御意見も当然あります。より町民の意見が届きやすい町政をつくるため，情報の周知についてお聞きいたします。

三つ目は，ふるさと納税についてお聞きいたします。

何を行うにも行政には予算が必要になります。おとといに控除に上限額を検討するというニュースもありましたが，動かしやすい予算を集めるには，ふるさと納税は大変有効だと考えます。今後の利根町のふるさと納税についてお聞きいたします。

それでは，一つ目の利根町の都市計画についてお聞きいたします。

利根町の都市計画は，区域区分の指定をしたのが昭和45年，用途地域の決定をしたのが昭和48年，その後何度か変更をかけ，最後の変更はどちらも平成16年となっております。作成したのが50年以上前，最後に変更したのが20年以上前，これは今の時代に沿ったものになっているのでしょうか。町長の公約である企業誘致をするにも土地の用途変更が必要

ですし、町民の利便性の向上、町の活性化には新しいお店も必要です。今後、町として積極的に企業誘致を行ったり、新たなお店が出店できる環境をつくるには、今の課や係では不可能だと思われますので、例えば、都市整備課など専門性の高い課をつくるなど組織体制の見直し、整備が必要ではないでしょうか。

また、町内の近隣商業地域は、布川の常陽銀行の辺りから横町、四季の丘のカスミとマツモトキヨシがある地域、ニュータウンの商店街、フレッシュタウンの商店街、この4か所がありますが、実際には新たにお店が出せる場所、物件はほとんどなく、近隣商業地域が不足しているように感じています。

そこで、町内に新たな近隣商業地域を設ける考えがあるのか、町長の基本的な方針をお聞きいたします。

以降の質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） おはようございます。

それでは、篠塚議員の御質問にお答えいたします。

まず今の篠塚議員のお話を聞いて、私も本当に非常に賛同するもの、一緒にやっていきたいものがございます。それらを含めて、まず御質問にお答えしたいと思います。

篠塚議員の御質問にもございましたとおり、現状、利根町の近隣商業地域はごく一部の地域に限られております。その中でも実際に利用できる場所や物件が少ないといった課題が先ほどの篠塚議員の昭和45年、昭和48年、そして平成16年等々含めまして全くそのとおりでございます。

そして、既存の市街化区域の中に新たに近隣商業地域を設けるとなりますと、現在利根町の市街化区域のほとんどは第一種低層住居専用地域で、これは低層住宅に関わる良好な住環境を保護するための地域でございますので、この地域に商業地域をつくるというのは地域住民の方々や周辺環境に大きな影響を与える可能性もあるため、用途地域の見直しには慎重な協議が必要だということでございます。まずは、現状の都市計画の中でできる最大限の可能性を探るため、外部専門家や関係機関などの意見を聞きながら、起業家のニーズや企業誘致に応えられるよう土地の有効活用を図ってまいりたいと思います。

そして、組織体制の見直しにつきましては議員御指摘のとおりだと思っております。これは9月の議会定例会の提出議案、総括説明の中でもお話をさせていただきましたが、現在、所管課それぞれ行政課題を多く抱えており、現状の組織機構で的確に対応できなくなっている状況でございます。効果的、効率的な行政運営を進めるには、まず組織機構の見直しは必要だと感じておりますので、現在、職員の意見を聞きながら時代に即した組織機構の見直しの準備を行っているところでございます。

組織機構、私、町長に就任しましていろいろ話を聞いている中で、この担当でこの仕事、この仕事をあそこの仕事という意見を職員の皆さんから多く意見をいただきました。それを整理するために、ずっとそのままでこれから5年、10年、その組織で役場の組織を形成するわけにはいかないということに私の考えがありましたので、職員の前では機構改革に取り組むということを私はもう進言しておりまして、何度もそれに向かっての話をしております。そして、これからそれを整理して、あんまり不満のない組織をつくって町の行政をやっていくことが効率的な活性化につながる組織だと、そういうものをつくり上げたいと思っております。それは、今、もう既に進めているところでございます。

そして、先ほど篠塚議員がおっしゃいましたように、私の公約に企業誘致、昨日も言いましたが一丁目一番地ということなので、一丁目一番地はいっぱいあるのですけれども、その中で、この縛り、都市計画、まさにこれが非常にネックとなっております。その辺も含めて、とにかく何とかするというところに向かってやっていきたいと思っております。これは知事に挨拶に行ったときも、知事もやっぱり茨城県として同じような悩みを抱えておられる話をされておりました。私もそれをぶつけましたところ、同じ考えだなと思っておりましたので、その辺も含めて、これは何とか、今、篠塚議員がおっしゃいましたように平成16年が最後で整理されているということなので、これをこの縛りを解決しないと利根町が飛躍的にというか、これから伸びるにはこのクリアを考えないといけないというところも考えておりますので、ぜひ先ほどの篠塚議員の挨拶に非常に参考になるものがいっぱいありましたので、これからいろいろな御意見をいただいて一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 町長の答弁をお聞きしますと、市街化調整区域に近隣商業地域を増やすことはなかなか難しい、そして現状の都市計画で企業誘致を進めていく、組織機構は見直していくというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

そうしますと、企業誘致は市街化調整区域で行っていくと考えてよろしいのでしょうか。お答えください。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 今、一応そうなっているのですが、そこで可能かどうかを県のほうにも問合せをしているところでございまして、難しいという印象は私は持っておりません。そこへ含めて企業が提案してきたものをぶつけて、それを実現に結びつけていきたいと今は考えているところでございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ほかの議員の方からも市街化調整区域の話は出ていますが、回り道のように、まずは役場の組織を整えるのが企業誘致の最短ルートのように私は考えてお

ります。ぜひ体制の準備をお願いいたします。

続いて、近隣商業地域の活用についてお聞きします。

先ほど、町の大きな視点の都市計画で質問させていただきましたが、今度は一つの点に絞った質問をさせていただきます。

先ほどの私の質問の中にも出ましたが、近隣商業地域とは、皆さん普通に生活しているとなかなか聞きなれない用語だと思いますが、近隣の住民が日用品の買物をするために、お店や事務所などを建てることを目的とした商業系の地域のことであります。

まずは、利根町の近隣商業地域内の空き店舗数と利用状況をお聞きいたします。また、町で行っている空き店舗バンクの登録数、今まで成約になった数、出店した業種をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） それでは、お答えいたします。

近隣商業地域におけます空き店舗の数でございますが、まず空き店舗の定義をさせていただきますと、以前は店舗として利用されていましたが今は営業等を行っていない物件で、既に住居として使用されているものや、将来的に店舗として利用される可能性がないと思われる物件は除いております。また、著しい老朽化等によりまして使用不可能と判断される物件も除きますと、町内4か所にある近隣商業地域の中には、現在、空き店舗と思われる物件は10件程度存在するのではないかと考えておりますが、利活用が可能かどうかにつきましては所有者さんの意向もございますので、それによって変わってくる場合がございます。

また空き店舗バンクの登録数につきましては、これまで累計で8件の登録がありましたが、そのうち近隣商業地域で登録された物件は3件全て成約済みとなっております。この3件の業種でございますが、建築関係の事務所兼倉庫、訪問看護ステーションの事務所、スパイスなどを取り扱う飲食料品小売店となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 近隣商業地域内で住居として住んでいる方、物置や資材置場として使われている方がいらっしゃると思います。住まわれている方は何の問題もないですし、後々引っ越しされるときに、よろしくお願いいたしますとの話でよいと思うのですが、貴重な近隣商業地域で物置や資材置場に利用されているのはもったいないかなと考えます。

しかし、倉庫のように使用している方にお店で使いたいからどいてくれというのは通用しません。こちらを町はどのように考えているか、また、何か後押しするようなことを考えていないのかということをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 町といたしましては、近隣商業地域内の空き店舗と

思われる物件につきましては、所有者の皆様に対し直接訪問をしたり、チラシを送付するなどして空き店舗バンクへの登録を依頼しておりますが、現状はなかなか空き店舗バンクに登録していただける物件が増えていないという状況でございます。

理由といたしましては、議員の質問にもありましたように、既に住居として利用されているほか物置や倉庫などとして利用されている物件もありますが、物置、倉庫として利用されている方のケースですと、ほかに置く場所がないので難しいといった理由でお断りをされてしまうケースもございます。また、利根町の場合、近隣商業地域にある空き店舗の多くは店舗併用住宅となっておりますので、今は店舗としては使っていませんが、二階にその所有者の方が住んでいらっしゃるって、一階部分だけ第三者に貸す気にはならないという方も多くいらっしゃるって、利活用が進まないといった現状がございます。

その中でも住居や物置としても使われていない純粋な空き店舗というものもございますので、引き続き所有者の方々に対しまして空き店舗バンクへの登録や物件の利活用をお願いを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 空き店舗バンクがなかなか増えていかないとありましたが、現在は何店舗ぐらいあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 先ほどもお答えいたしました。空き店舗バンクの登録数は現在のところ、今、申請が上がってきて、これから新たに登録される物件もあるのですが、累計で8件となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） こちらは提案なのですが、倉庫や物置で使用している方は、物を移動させるのが恐らく煩わしいのかと考えられます。利根町は空いている家がたくさんありますので、引っ越しの費用を負担するなどの補助を考えていただくと、近隣商業地域に空きが出てくるのかなと思われます。

限られた近隣商業地域内でお店や会社を出すのは、大変だということは理解いたしました。それでは、近隣商業地域以外でお店や会社を起業する場合、どのような業種、条件なら可能なかをお聞きいたします。

また、利根町の大部分を占めている市街化調整区域というものがあります。本来、乱開発などを防止するため定めた区域ですが、市街化調整区域でお店や会社を起業する場合にどのような手続が必要なのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） お答えいたします。

物置や倉庫として利用されているものの移転するための補助的なものを検討ということですが、確かに議員がおっしゃっているとおり、ほかの自治体の例を見ますと物件の所有者の方々に対しまして、ほかに利用されたい方がいる場合、その貸せる状況に整備するための改修費用や、そういった移転費用というものを補助している自治体もあるということは存じておりますので、その辺につきましても今後検討はしていく必要があるのかなとは考えております。

また、近隣商業地域以外の市街化区域で建築できる用途が一番規制されているのは、第一種低層住居専用地域、いわゆる一低層ということになります。建築基準法では、この地域でお店を出す場合は、店舗兼用住宅で非住宅部分、店舗部分ですね、そちらの床面積が延床面積の2分の1未満、50平米以下、業種で言いますと、事務所、日用品販売店、理髪店、洋服店、パン屋、学習塾などが建築できるものとして規定されております。

そのほか、第二種低層住居専用地域、二低層と呼ばれている地域ですが、こちらの地域では、一低層に比べまして建築できる面積や業種などの条件が若干緩和される場合がございます。

また、市街化調整区域につきましては、基本的には建築物の新築や増改築、用途変更が制限されている地域となりますが、都市計画法の第34条に該当する業種であれば、店舗等の出店が許可される場合もございます。

詳細につきましては開発許可権限を持つ茨城県と協議をしていただくこととなりますが、実際に町内で開業をお考えの場合は一度町のほうへ御相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 今、都市計画法34条のお話が出ましたが、都市計画法34条の1号や2号は、解釈次第で利根町でも使えると思いますし、4号に関しては、利根町の主要産業は農業ということで市街化調整区域を変えていけるのかなとも考えております。市街化調整区域の話はまた後日にもさせていただければと思います。

最後に、町で出店希望者や起業希望者のニーズにどのように応えていくのかをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 町内で出店を希望されている方がいらっしゃるということは町としても大変ありがたいことですので、ぜひ希望の場所で希望するお店を開いていただきたいという思いは当然でございます。

しかしながら、利根町は都市計画法によりまして市街化区域ですとか市街化調整区域に線引きをされておまして、これによって町内で出店するためには現在様々な規制や要件がございます。

繰り返しになりますが、利根町の場合は、開発許可の権限は茨城県が持っておりますの

で、最終的には県との協議の上、条件がクリアできれば出店することは可能でございますので、もしこうした御相談があった場合は、町といたしましては出店希望者のお話をよく聞いた上で、県との調整を行ってまいりたいと考えております。

また、まだ登録件数は少ないですけれども、空き店舗バンク制度や利根町空き店舗等活用補助金などの制度もございますので、こちらの制度も活用していただきながら出店希望者のニーズに沿えるような対応はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 都市計画は、利根町の未来を決める大切な計画です。慎重に進めると同時に素早く進めないと、また何年も変わらないこととなります。しっかり進めていただくことをお願いして、この質問を終わりにさせていただきます。

では、次の質問に入らせていただきます。

町民への情報周知についてお聞きいたします。

町からのお知らせといえば、ホームページや広報とね、回覧板などが思い浮かびます。その中で、皆さん最もなじみが深いのは、広報とねかと思います。現在の広報とねの発行部数、配布方法、設置場所をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） では、お答えさせていただきます。

広報とねは、町内全戸が配布対象でございます。令和7年11月時点での各戸配布部数は6,349部でございます。原則として毎月第1金曜日に町から各区等に配達し、区の役員の方などから全戸にお配りしていただいております。

なお、広報とねは、役場庁舎の情報公開コーナー、総務課窓口、文化センター、図書館、保健福祉センター、健康増進等複合施設、生涯学習センターに設置してありますほか、カスミ利根町店や、ママとこc a f eにも設置の御協力をいただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 昔と違い、現在は外国人の住む家もあると思うのですが、その辺はどのような指示を出しているかお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 広報とねを含め各戸配布及び回覧は、全戸が対象となっております。外国人宅に対する各戸配布等に関しましては、町から特段の指示はしておりませんが、お問合せをいただいた際には外国人宅であるか否かにかかわらず、全戸に配布または回覧していただくようお願いしております。

なお、外国人の方には、これら広報物の掲載内容の理解が難しい部分もあるかと思っておりますので、特に近年増加している外国人留学生につきましては、各学校などに広報物の掲載

内容を留学生に説明していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。広報とねについては大変よく理解しました。

少し宣伝になってしまいますが、我々議会も議会だよりというものを年4回発行しています。広報とねと一緒に配布されていますので、ぜひ皆さん読んでみていただければと思います。

続いて、行政アプリと公式LINEについてお聞きいたします。

新たな情報周知の方法として、数年前から町は行政アプリを取り入れ、登録者数も着々と増えていると聞いております。この行政アプリのメリット、デメリットをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） まず、行政アプリのメリットは大きく4点ございます。

第一に、町公式ホームページやSNSなどに分散した情報を行政アプリという一つのツールにまとめることで、ユーザビリティの向上が期待できます。

第二に、プッシュ型情報配信によりリアルタイムの情報伝達が可能で、情報の取りこぼしを防ぐことが可能でございます。

第三に、避難所の開設状況やハザードマップの掲載、防災無線との連携など、災害情報掲載機能が充実しております。

最後に4点目なのですが、主なユーザーが町民の方に限られており、世界的に利用されているコミュニケーションツールと比較しまして、サイバー攻撃や情報収集の標的になりにくい点が考えられます。

逆に、一方デメリットとしましては、広く普及しているコミュニケーションツールと比較して知名度では劣る点が挙げられると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） この行政アプリなのですが、ホームページに載っている情報が行政アプリで流れてこないときがあるようですが、アプリで流さないような使い分けをしているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） ホームページにリンクしたときなのですが、行政アプリにリンクというか、つなげるかどうかというのはボタン一つでできるのですが、通常ですとつなげる方法になっているのですが、そこで任意に外す方法もありますけれども、基本的にはホームページに載せれば、そちら行政アプリのほうにはつながるよ

うにはなっておると思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

近隣の市町村では圧倒的に公式LINEを利用している自治体が多いです。これは行政アプリよりもメリットが大きいからではないでしょうか。LINEの利用率は、調べ方で変わりますが、全体で90%以上、20代では98%、利根町のボリューム層であります60代でも91%となっているそうです。

私のイメージですと、行政アプリは貼り出しましたよというお知らせが届く掲示板、LINEは直接届く手紙のようなイメージで考えております。また、今後増えていく、推進していくであろう電子申請やデジタル目安箱、道路などの異常を知らせることなど、DXの推進に寄与することが考えられます。段階を踏んでLINEへの移行を考えていただけないかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） LINEは、我が国に広く普及しているコミュニケーションアプリであることから、なじみやすく手軽に情報の送受信が行えることは大きな魅力であるとは考えております。

しかしながら、現在当町で運用している利根町アプリは、町公式ホームページと連動しており、ホームページが更新されますとアプリを通じて利用者にプッシュ通知される機能が組み込まれております。また、アプリからは町公式ホームページへのアクセスはもちろんのこと、当町の各種SNSにもリンクできることなど、LINEが有する即時性や多種多様な情報の伝達機能といった効果はおおむね網羅されております。

以上のことから、現時点ではLINE公式アカウントの運用は検討しておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 行政アプリのメリットのほう大変理解しました。メリットもたくさんあるので、なかなか変えづらいというのは理解できますが、LINEは町からの一方通行ではなく、町と町民の双方向ツールになると思いますので、検討のほう、できればしていただければと思います。物すごくLINEを推していますが、私、LINEの会社の回し者ではありませんので、御安心していただければと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

利根町のふるさと納税についてお聞きいたします。

ふるさと納税は、2008年、平成20年から始まった制度で、皆さんも利用されている方も多いかと思われます。もともとは、生まれ育った故郷や応援したい地域を税金を使って貢献したいという人々の思いを形にするために創設されております。利根町のように、税収

が多くない自治体では、全国の人から頂けるありがたい制度だと考えます。

そこで、まずは利根町の今年現在のふるさと納税の額、年末までの予測額をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、お答えいたします。

ふるさと納税事業の現状と、今年末までの見通しでございますが、今年度のふるさと納税の寄附額でございますが、令和7年度につきましては10月末現在で1,904万8,000円となっております。また年末、12月の駆け込みの寄附などを考慮した寄附額の12月末までの見込みでございますが、前年度の実績を鑑みまして、12月末で2,300万円ほどを見込んでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

すみません、続けて昨年、一昨年の納税額をお聞きしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） では、過去2年にわたる寄附額でございますが、令和5年度の寄附額は2,268万4,000円、昨年度令和6年度の寄附額は3,250万3,000円でございます。令和5年度におきましては、令和5年10月1日にふるさと納税の制度改正のほうがございます。今まで計上のほうをしないでよかった経費をふるさと納税の経費に充てることということで基準のほうが見直されまして、結果的に同じ返礼品におきまして寄附額を上げざるを得なくなったことに伴いまして寄附額が目減りしたと、減少したというふうに考えてございます。

また、令和6年度におきましては、米の価格が上昇したことに伴いまして、お米の定期便等の寄附が例年以上にあったため、令和5年度と比較しまして寄附が寄せられたと認識してございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 昨年はお米不足で、どこの自治体もお米がよく出たと聞いております。多分、利根町もそのとおりだったのだと思います。低空飛行で安定しているといった形でしょうか。

私、何でもよその自治体と比べるのは好きではないのですが、比較するものがないと皆さんイメージが湧かないと思いますので、昨年茨城県で一番ふるさと納税額が多かった市町村は、もともとと同じ北相馬郡の守谷市で70億3,800万円だそうです。利根町の全予算に迫るくらい、ふるさと納税で集めております。人口規模で言えば、利根町の半分のお隣の

河内町は6,198万円となっております。利根町も70億円集めようとは言いませんが、もっともっと町のものをアピールし、応援してもらうことが必要だと考えます。

そこで、現在の利根町の返礼品は幾つくらいあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、お答えいたします。

現在、利根町のふるさと納税の返礼品として登録されている数でございますが、11月末現在で登録されている数は538品でございます。なお、こちらにつきましては、ふるさと納税のポータルサイトによりましては、そのサイト限定で登録しているものもございますので累計という形になります。全てのサイトで538という数ではないということをあらかじめ申し添えておきます。

また、季節物、果樹であったりとかお米なんかも夏ぐらいになると品切れになりますけれども、そういったものにつきましても品切れになりますとサイトに掲載されなくなりますので、その点は御留意いただきたいと思います。全部年間を通して登録されている数が538という形になります。

一応補足なのですが、その538の中で町内の返礼品が271品目、県の共通返礼品が267品目となってございまして、半分は茨城県内ではございますが町外の返礼品事業者による返礼品という形になってございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 返礼品の数と納税額は単純に比例しないと思われませんが、昨年のお米がよく出たということを考えると、皆さんが欲しがる返礼品が必要なのかなと考えております。返礼品の数を増やすために行っているようなことがあれば教えてください。お願いいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、お答えいたします。

返礼品の数は、ほかの自治体等を見ていただいても、サイトを比較していただければ分かると思うのですが、決して少ない数ではないのかなというふうに認識してございます。それで、その点を踏まえまして、ふるさと納税の寄附額がなぜ伸びないのかという点なのですが、実際に何億円、何十億円というふるさと納税の寄附を集めている自治体、確かに存在いたします。利根町の場合なのですが、主力のお米、利根町の主要産業は農業でございまして、その中での主要作物が水稻、お米という形になると思うのですが、実際にお米をふるさと納税の返礼品として提供していただける事業者さんの数が少ないという点、あと一事業者で提供できる数、大々的に大きく耕作されている農家さんも、そんなに利根町には存在しませんので、そういったところを踏まえましても、数に制限があるというような形でなかなか難しいのかなと。やはり小規模という形になっ

てきますと、1件当たりというか、一つの返礼品に対する調達価格がどうしても割高になってきますので、どうしても町で同じ5キロのお米を事業者さんから調達するということになった場合に、利根町の場合は幾らで調達しているけれども、もっと大規模にやっているほかの市町村であれば、もうちょっと割安に大量に一括して出せるということになれば価格は下げられると思うのです。そういったところで競争原理からすると、多少利根町のほうは不利、割高なお米を出さざるを得ない状況なのかなということでございます。

そういった点も踏まえまして、利根町のお米はおいしいのですよということを町外の方にPRしていく必要があると思いますけれども、町外の方が参加されるイベント、町内であれば毎年春に行っております布佐駅からの駅からハイキングで、町外から来られた方に利根町のお米を試食用としてお配りして、ふるさと納税で、今、こちらを提供していますということを宣伝させていただいたり、町外で行っているイベントで利根町のふるさと納税のパンフレットと同じようにお米とかを配らせていただいて、広くPRのほうはさせていただいているところでございます。

今後は、新たなふるさと納税の返礼品の開発ということになってくると思うのですけれども、やはり事業者の皆様のお力あつてのことになってきますので、町から主導的にやっていくというのは今の状況ではなかなか難しいというところで、今後検討していく部分も出てくるのかなと思います。新たな返礼品の発掘のほうも中間事業者を介しまして、町内をよく歩いていただいて発見していただいているところでございますので、その辺も力を入れて新たな返礼品等を開発できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

最後に、たくさん集まれば集まるだけふるさと納税いいのですが、ふるさと納税の目標額など考えているようでしたら教えてください。お願いいたします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、お答えいたします。

今年度、当初1,800万円ということで当初予算のほうに計上してございます。昨年度、3,000万円先、寄附を集めさせていただいてというか寄附を頂いておりますので、その額からすると多少守りに入った予算措置だったのかなというふうに思っておりますが、返礼品等の歳出の部分、中間事業者に払う委託料であったり、郵送料であったり、返礼品の代金であったり、そういったところ、歳出の予算も伴いますので、当初の予算につきましては、1,800万円と設定させていただいております。

今定例会にも提出してございます議案第73号の利根町一般会計補正予算のほうでも補正計上してございますが、今年度さらに1,200万円を加えまして3,000万円を取りあえず3月までの目標として掲げさせていただいております。

今後もふるさと納税につきましては、利根町の魅力、また茨城県の共通返礼品につきましても茨城県の魅力、どちらにしても全国に広める絶好の機会でございますので、地域経済の活性化、あと重要な自主財源の確保ということも絡めまして力を入れていきたいというふうに考えてございますので、今後も、今、御協力いただいている事業者の皆様にもさらなる支援、丁寧な説明とかさせていただきまして、さらに品物が増えるような形で頑張っ
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

利根町のように小さい町が発展していくためには、今ある制度を上手に使っていく必要があると思います。いろいろな施策に力を入れてもらうのも当然ですが、ふるさと納税にも力を入れ、予算を確保し、町民が望むまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時43分休憩

午前10時55分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告、2番山崎敬子君。

〔2番山崎敬子君登壇〕

○2番（山崎敬子君） 皆様こんにちは。6番通告、2番山崎敬子です。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、大きく分けて二つ、1、手当や助成の条件拡大について、2、町と自治会・町内会との関わり方についてをお伺いいたします。

まず一つ目、手当や助成の条件拡大についてお伺いいたします。

難病を抱える方々は、病状に伴う医療費や通院交通費、日常生活などの制約など、経済的にも精神的にも大きな負担を抱えております。福祉制度は、そうした生活の困難に寄り添うために存在するものです。

しかし、現行制度では、改善すべき課題があると考えております。

まず一つ、難病患者福祉手当の対象者について、利根町では町民税が非課税の世帯とされています。しかし、県内の他市町村では非課税案件を設けず、医療費受給者証を持つ難病患者を広く対象としている自治体も多くあります。なぜ利根町では非課税世帯に限定しているのか、その根拠、判断基準などがありましたら、町のお考えをお伺いいたします。

以降の質問につきましては、自席のほうでさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君の質問に対する答弁を求めます。

福祉課長服部 豊君。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） それでは、山崎議員の御質問にお答えします。

まず、難病療養者見舞金についてですが、こちらは国が指定する疾病に罹患し症状が一定の基準を満たす方、または高額な医療費を払っている方に対して、県から交付される指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方に対して、難病患者とその家族の苦労を見舞うとともに、福祉の増進を図ることを目的として見舞金を支給する制度となっております。

こちらの見舞金の支給条件が非課税世帯に限定している理由についてですが、経済的に困窮している難病者の負担軽減につながるため支給するという制度になっておりますので、当時はそのように支給条件を設定したものと認識しております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 続きまして、2番目の質問なのですが、難病患者の実態として、課税世帯であっても生活が厳しいケースなど多いと考えます。収入がある課税世帯であっても、治療費、移動費などにより実際には生活が逼迫しているケースも少なくはないと思います。収入があるからといって、生活に余裕があるわけではないのが実態だと思います。また昨今、物価上昇、医療費の負担増が続いており、当時の基準が今の生活実態に見合っているとは言い難い状況だと思っております。

そこで、課税、非課税の線引きにこだわらず、所得基準自体の見直しや対象範囲の拡大を検討する考えがあるのか、町の御意見をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 所得基準や対象範囲の見直しにつきまして、現在、他市町村のほうは見ているのですが、利根町として、今、見直しを検討を進めています。少しお待ちください。よろしいですか。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） そうしますと、3番目の福祉の公平性からの点も支給対象を課税、非課税によらず医療費受給者証の交付を受けた全ての難病患者に拡大することを検討しているということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 見舞金支給を全ての難病患者への拡大の検討につきましては、現在、支給条件の一つである非課税を撤廃することで、生活保護を除く全ての難病患者が見舞金の支給対象とすることができるようになります。

また、当町の見舞金支給額は年額1万2,000円となっておりますが、こちらにつきましても近隣市町村の金額を踏まえて、先ほど町長が答弁しましたとおり、見直しの検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） ありがとうございます。

見直しを検討していただき、また、金額のほうも検討していただけるということで、本当にうれしい限りでございます。福祉制度は、本来、病名や所得区分の違いではなく、生活の困難さ、必要な支援の大きさに応じて届けられるべきだと思っております。医療費受給者証を交付されているということは、国が認めた指定難病であり、その病気による負担や制約は全て共通しています。であるにもかかわらず、課税、非課税という税の区分で支援の有無が分かれ、同じ難病であっても支援が受けられる人、受けられない人が生じている現状は、住民にとっては理解が難しいと思います。公平性の観点から、医療費受給者証を持つ全ての難病患者を支給対象とする制度への見直しをぜひ本当にお願いを申し上げます。

本当に、初めてこれを聞いたときに、近隣市町村は制限を設けてないのに利根町だけが非課税世帯となっていたとお話をお伺いして、とても驚いてしまいました。難病患者は病気の種類や税区分にかかわらず、日々の生活に大きな困難を抱えています。町民の生活に寄り添う支援を実現するためには、制度の柔軟な見直しが必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ウィッグ購入助成制度について質問させていただきたいと思います。

外見の変化は患者にとって大きな精神的苦痛を伴い、社会参加にも影響を及ぼします。特に脱毛はがん治療に限らず様々な疾患や外傷で突然生じることがあり、本人だけでなく家族にも深刻な影響を与えます。このような観点から、利根町のがん患者ウィッグ等購入費助成事業の在り方についてお伺いさせていただきます。

まず、利根町が実施している助成制度について、利用状況をお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、お答えいたします。

当町におきましては、令和6年度より、がん患者ウィッグ等購入費助成事業を実施しておりまして、がん治療に伴う外見の悩みを抱えているがん患者様の心理的、経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質を向上し、就労等の社会参加の促進を図ることを目的として行っているものでございます。質問にあります、利用状況ですが、令和6年度は1件でウィッグの助成でございます。また、今年度につきましては、現時点で2件ありまして、どちらもウィッグの助成でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 制度が使われているということで、町民のお役に立つ制度なのだと分かり、大変喜ばしいことだと思います。

続きまして、5、がん患者以外の脱毛症、薬剤性脱毛、外傷、熱傷、あと先天疾患によ

る外見変化について、これらのケースにおいても、社会生活上の理由からウィッグが必要になる場合があることは、広く知られております。

しかし、利根町の今の制度ではがん患者さんに限定されておりまして、同じようにやっぱり外見の悩みを抱えるほかのケースの支援は対象から外れております。町として、がん以外の外見変化にウィッグだけではなく、例えば事故とかで何か欠損してしまったとか、そういうもののそういう場合についてはどのような感じで認識をされているのかお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、お答えいたします。

御質問にありますとおり、医療用ウィッグ等が必要になるケースは、がん治療の副反応、副作用によるものだけでなく、薬剤性や先天性疾患によるもの、やけどや外傷など様々な原因によって起こり、外見の変化から精神的な負担を抱えているということは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） がんの患者さんよりも症例的には多分少ないと思うのですが、やはり実際に苦しんでいる方はいらっしゃいます。その方たちのためにも助成制度を拡充していただきたいと思います。

次に6番目、がん以外の脱毛症や外傷等を助成対象に含めているほかの自治体もございます。千葉県の野田市では、特定の病気を問わず、医療用ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼ、これは体の外表に取り付ける人工のボディーパーツに対する補整具等購入費助成金交付事業を行っております。そのような自治体も増えてきてはおりますが、やはりとても少ないような状況でございます。

そこで利根町として、これから他自治体の動きを踏まえながら支援対象の拡大について検討したことがあるか、この先検討するつもりはあるのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、当町では、がん患者ウィッグ等購入費助成事業として、がん治療に伴う社会的な問題への対策として実施しております。付け加えますが、ウィッグ等購入費助成事業として、ウィッグのほか乳房補整具も含まれております。

議員がおっしゃるとおり、少数ではありますが、がん以外の疾病等を助成対象とする自治体はございます。県内におきましては、常総市が今年度から年齢条件はございますが、対象者を拡大して実施していると確認しております。

しかしながら、当町におきましては、現在のところ、がん以外の疾病等を助成対象とすることについては検討はしておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 常総市の18歳未満のお子さんに対する助成制度、本当にこれもとでも先進的なことだと思います。ぜひそこを一步踏み込んで、利根町はそれ以上の助成ができるのだよというのを、茨城県内で初めてこういうことやったよというのをもしできれば、もっとすばらしい制度になると思いますので、お考えいただければと思います。

最後、七つ目、外見の変化による心理的負担や社会参加の困難さは、疾患の種類にかかわらず共通する問題です。特定の病名のみを対象とする現在の制度は、やはり外見ケアを必要とする町民の実態に十分対応できていない可能性があります。これも同じような質問になっちゃうのですけれども、町として今後がん以外の外見のケアを必要とする幅広い町民を対象とする制度への拡充のお考えを町長のほうにお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） それでは、お答えします。

山崎議員おっしゃるとおり、外見の変化による心理的負担や社会参加の困難さは、疾患の種類にかかわらず共通の問題だと考えます。全くそのとおりだと思います。そして、がん以外の脱毛症や外傷、先天性疾患なども対象とする制度の拡大、これにつきましては今後の課題とはしますが、調査をしていって、それとあと国や県でも最近の国会でこの問題を取り上げております。それを見極めて動向を注視していきたいと思いますので、結論まで少々お待ちください。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 前向きな発言、本当に期待しております。

実は、私が11年前に汎発性円形脱毛症という脱毛症の中で一番ひどいと言われる全身性、全身の毛が抜けてしまうという病気が発症いたしました。そのとき大学病院に入院したり、東京のほうまで通わせていただいたりしたので、本当に交通費とか医療費とかも物すごくかかって、私の場合、難病指定がされている病気ではないので、もちろん普通に3割負担で受けていたのがありました。自然に見えるウィッグを医療用のウィッグは、とても高額なのです。購入するときなのですけれども、がん患者さんだったら2割引きなのですけれどもと言われたのです。でも、理由も分からず毛が抜けている状態で、がん患者さんが2割引きで何で私は駄目なのだろうと、そのときにすごく思ったことがありました。そのときすごい悲しい気持ちになりました。外見の変化というのは患者本人にとって本当に深刻な問題であり、学校、職場、地域活動など社会参加全般に影響を及ぼします。町が支えるべきは病名ではなく、困っている町民の生活そのものであると考えております。必要な補助や助成が本当に必要な人のところへ届けられるよう、町民の不安に寄り添う思いやりのある制度への見直しを強く求め、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、町と自治会・町内会との関わり方について質問させていただきます。

高齢化や住民構成の多様化が進む中、従来の自治会運営の方法が限界を迎えており、役員ができないから退会する、負担が重く加入しにくいという声が増えております。自治会は地域コミュニティを支える重要な基盤であり、その維持は行政にとっても地域にとっても非常に重要な課題です。

それでは、順に質問いたします。

1番といたしまして、近年、班長や理事など役を担えない高齢者が増え、そのため自治会を退会する事例が増加しておりますが、町としてこの問題をどのように把握しているのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） では、お答えさせていただきます。

自治会や町内会、区の会員数は各自治会等で管理しておりますので、町では具体的な会員数は把握しておりませんが、減少傾向にあることは幾つかの自治会等から御報告はいただいております。会員数の減少は、地域のコミュニティ意識の低下を招き、各地区等の催事や清掃活動、災害発生時の共助などの点で影響を及ぼす可能性があると考えております。

自治会等の加入はあくまでも自由意思に基づきますので加入の強制はできませんが、会員数の減少に歯止めをかけるために転入者を対象に自治会等への加入を促すチラシを配布しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 本当に高齢化が進んでいるので、自治会の加入がなかなか、自治会に入っている方も旦那さんが亡くなられたのでやめますという方もいらっしゃる、本当に大変な部分で、今、あるところでございます。

次、2番目に、役員になれないから自治会をやめるという流れを止めるために、行政として負担軽減策、例えば広報紙など重くて配布が大変なものは町のほうで全戸配布するなど検討していただければと思うのですけれども、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 高齢化の進行やコミュニティ意識の低下による担い手不足などにより広報物の配布が自治会等の負担となっていることは、町としても把握しております。議員御指摘のとおり、例えば、町が民間事業者へ広報物の配布を委託することは、自治会等の負担軽減に寄与するものとは考えられます。

しかしながら、住民の方に直接広報物をお配りしていただくことは、住民同士の関係性の希薄化に歯止めをかけ、コミュニティ意識の醸成を図ることができるという側面もございます。また、民間事業者へ委託することにつきましては、費用面での課題もございま

す。まずは、自治会等に各戸配布及び回覧に関する意識調査などを行う上で、各区等の負担軽減のための現実的な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 広報紙が、私が住む地区は件数が多いもので、例えば15件配るには広報紙を15枚持って、階段があるおうちもあつたりとかして配るのがやはり困難になっているというのが本当に現状でございます。実際に自治会によっては、町の広報紙等の配布を外部に委託しているという自治会さんのお話もお伺いいたしました。私が住むところでも、いずれはそういうふうにしていかないといけないとは考えておりますが、それは本当に各自治会の問題だけではなく、町全体に言えることだと思うのです。どの自治会さんも、町内会さんも、みんなそこは同じ課題を多分抱えているのではないかと思います。班長制度が崩壊してきていて、実際にもう班長ができないから、ここの班は解散しますと、ほかの班にもくっつけることができないので、その班は全部解散ですという班も実際に、今、出てきているところでございますので、町での一斉配布というののもやはり検討していただいて、頭の中に入れていただければなと思いますので、今後よろしく願いいたします。

続きまして、3番目、外国籍の住民増加に伴うごみ出しの問題としまして、町内では近年、留学生や外国籍の住民が増加しております。その一方で、ごみ出しのルールを理解不足、不徹底、不法投棄といった課題も生じております。もちろん町も学校も指導していただいているというのは、重々承知しております。すごく頑張っておりますけれども、現状ルールの指導というのは自治会・町内会に丸投げといたらあれなのですけれども、言葉がきつ過ぎるかなと思うのですけれども、自治会任せになっているような気がします。町としてこの現状をどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、お答えをいたします。

外国人のごみの出し方につきましては、地区の自治会・町内会の方などには、外国人に直接教えたり、独自でごみ出しパンフレットを作成、また、適切なごみ出しがされていない際の対応など、集積所でごみの分別やら、違う日にごみを出されたときに御自宅で一時預かるなどいろいろ御協力をいただいております、感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

町のごみ出し方対策といたしましては、ごみと資源の出し方の外国語用パンフレットといたしまして、4か国語が1枚に明記されているものを住民課の転入手続の際にお渡しをしたり、年間、その日に出すごみの種類カレンダーを留学生を受け入れている学校にお渡しをし、学校側からも学生にお伝えをいただいているところでございます。また、9月に3日間、ウェルネススポーツ大学の留学生を対象とした生活指導講習会を実施をいた

しました。

適切にごみ出しがされていない際の対応でございますが、生活環境課のほうに御連絡をいただければ外国人に限ったことではございませんが、職員が現地へ赴きまして状況を確認し、原因者が特定できましたら御自宅に伺い改善に御協力をお願いしたり、不在の方のときには通知をするなどの対応をしております。

留学生の場合は、学校と情報共有をいたしまして、学校側からも再度指導をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） ごみ出しのパンフレットを留学生の方にお配りいただいているということで、なかなかそれを熟知しろというのは、外国の方も難しいのかなとは思いますが、すけれども、4番目の公共のルール、今回はごみ出しのルールとさせていただきますが、自治会とか町内会で使える何かものを町で作成していただいて、それを区長を通じて自治会・町内会に下ろすというような、何か柔軟な対応ができることがあれば地域の皆さんも助かると思いますけれども、そのような考えがあるのかお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、お答えをいたします。

ごみ出しのルールにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、ごみと資源の出し方の外国語用パンフレットや年間のごみの種類カレンダーについて、転入手続の際や学校側から学生一人一人にはお伝えをさせていただいております。現在集積所に貼り出す種類別ごとのごみ出しのルール表記の作成を、今考えておりまして、完成後は町公式ホームページに掲載いたしますので、各自治会・町内会で必要な種類のルール表記をダウンロードしていただきまして、貼り出ししていただければと考えております。

今後も自治会・町内会などの協力を得ながら、適切なごみ出しについて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 最近、町も結構厳しく学校さんには言っています。今週の月曜日、朝も学校の職員も参加して、警察も参加して、職員も参加して、私も参加したのですが、おとといもやったのです。それで、自転車の乗り方等々には厳しいのですが、ごみの出し方も厳しく言っています。大学のほうは、これはウェルネスなのですが、何か対策を考えようよという話をしたところ、携帯は学生みんな持っているのです。だから携帯に自転車の乗り方とか、ごみの出し方とかを大学のほうは、今、送っています。学生は見ているはずなのですが、それをやるかやらないかは、これからも何度も何度も口を酸っぱく繰り返し言わないとできないのでしょうか、そういった面で周知は、全部が全部かどうか分かりませんが、してくれております。町もそれを協力をやってくれとお願いはして

います。町もさっき課長が言われました4か国ぐらいのものを作って周知しておりますので、あとは何度も言い聞かせてやってもらうまでやり切ると、また新しい学生も入ってきて、また繰り返しになっちゃいます。一長一短で、一長一短ということはですね、簡単にすぐできるとは思いますが、もうやるしかないのです、特にごみもそうなのですが、ちょっと話がずれちゃいますけれども、今、交通事故が一番心配なのです。

利根町の住民さんが乗って運転している車に留学生がぶつかって、留学生がもし死んじゃった場合とか、そういった場合になると利根町の住民の加害者のほうが被害者になってしまう可能性もあるので、そこはしっかり、そういう事故が起きないように気をつけていこうじゃないかと、今、町役場の中ではそういう話をして、それを起こさせないために交通ルール指導、そして命に直接関わりはないかもしれませんが、ごみの出し方の指導、そういったことをやって、一応共生という形で国のほうでは1月いっぱいまでに高市首相の命令で答申を出すということになっていきますので、それらも含めてしっかり見守ってというか指導してというか、という考えを持っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 本当に自治会と外国人の方たちの共生、本当に大事ですし、ごみ出しのルールにしても自転車の乗り方にしても、布佐駅から来るときに2列になって歩いているから、なかなか向こうに行けなくて怖い、もしそれで自分のはみ出て事故に遭ったらと考えると、すごい怖いというお話も伺っていたので、その辺のルールの徹底もしっかりしていただいて、また今回ゴミステーションのほうの、要は全てのごみステーションが本当に同じ悩みを抱えているというわけではないと思うのです。燃えるごみがどうしても駄目だよとか、資源ごみの分別がちゃんとできてないと、何回言っても駄目なのだという地区とか、それこそ本当に何もなしのごみステーションもあります。ごみステーションによって悩みが違ふと思いますので、ピンポイントで支援ができるような、そういうふうに課長がおっしゃってくださった、ダウンロードして貼って使うみたいなものがあると、本当に自治会としてもどうしていいのか、どういうふうにやろうか、でも、なかなか案が出てこなかったりとか、あとは本当にほかの自治会さんとか町内会さんのお話を聞いて、こういうことができるのかとって各自それぞれ持って帰っていろいろ試行錯誤しながらやっていると思うので、逆に試行錯誤しているものが、町としてみんながみんな同じ悩みを抱えているわけではないので難しいとは思いますが、よりたくさん自治会で抱えている悩みというのを集約して、こういうことができるよというようなルールづくりではないのですけれども、そういうものをお示しいただけると、自治会と外国人との共生というのもスムーズにいくのではないかなと、自治会だけで悩んでいるのも結構大変なことなので、そういうルールみたいなものが、こういうとき、こうするといいよというのがあると自治会としても安心して共生を進めていけるのかなと思いますので、今後よろしくお願い

いたします。

続きまして、自治会・町内会のデジタル化の必要性についてお伺いさせていただきます。

五つ目といたしまして、回覧板や業務連絡の電子化、オンライン掲示板、メール配信などデジタル化が進めば、高齢者の負担軽減、外国籍の住民への情報伝達の改善、役員の業務軽減などに多くのメリットが見込まれております。町といたしまして自治会・町内会におけるデジタル化の必要性というのをどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） では、お答えさせていただきます。

例えば、各自治会等にタブレットなどを配布し、それを介して町からのお知らせを確認していただければ、自治会等が大量の広報物を受け取り、仕分、配布または回覧する負担がなくなる上、町としても広報物の印刷や配達などの業務を削減できるなど大きなメリットはございます。

しかしながら、特に高齢者の方が広報物の電子化にスムーズに適応いただけるかといった課題や、端末や通信環境の整備に多額の費用が生じるといった問題もございます。また、毎月の広報物に関しましては、町の公式ホームページのほうに掲載しておりますので、既にパソコンやスマートフォンなどをお持ちであれば、タブレットを要さず広報物を確認していただけます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、まずは自治会等に各戸配布及び回覧に関する意識調査を行うなどした上で、各区等の負担軽減のための現実的な方策を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 本当にデジタル化を進めるとするならば、やはり高齢者の方たちが難しいのかなと思う部分も確かにございます。ただ、始めなければ始まらないと思います。今後そういう方向に向いていけばいいのかなと思う部分もございますので、これは6番にもつながりますが、デジタル化を希望する自治会などの技術支援について、デジタル化を望む自治会に対して行政が技術的サポートを行う考えがあるか、例えば導入方法の相談だったり、ツールやアプリの紹介、初期設定の支援、高齢者への操作説明など、行政とともに一緒に自治会がやっていけるような仕組みがあればと思うのですけれども、自治会がやりたいと手を挙げた場合、町として支援をしていただく考えがあるのかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 御要望の内容にもよりますが、例えばタブレットなどを導入した場合に、その基本的な操作方法を全ての会員の方に説明するのは難しいかもしれませんが、各自治会等の役員の方などに御説明することは可能であると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君。

○2番（山崎敬子君） 実際にデジタル回覧板を使っているという自治会さんのお話も伺いました。デジタルとアナログと、今、両方でやっているというお話もしておりました。高齢化が進んでいるのでなかなか本当にデジタル化を浸透させるというのは至難の業だと思いますけれども、本当に先ほど言いました、始めなければ始まりません。まずはデジタル、アナログが1対9でも、まず一歩進まなければ、その先は進まないと思います。ゼロと100だったら、いつまでたってもゼロと100だと思うのですけれども、1対9が2対8になってどんどんどんどん浸透していく、まずは浸透する方向性をつけていくことが大事なのかなと思いますし、このデジタル化が進むと防災とかにも多分お役に立つ、安否確認とかにも役に立てるようなことがあるのではないかなと思いますので、今後、検討いただいたらいいのかなと思います。

自治会・町内会は本当に地域の共同体で、本当にみんなを支える大切な存在だと思います。しかし、従来の仕組みに無理が生じており、役員負担や外国籍住民とのコミュニケーションなど課題が複雑化しております。行政が積極的に支援してくださることで加入しやすく続けやすい自治会、役員に過度な負担がかからない自治会を実現させられるのかなと考えております。正直5年後、10年後の自治会・町内会というコミュニティーが本当にどうなっているのだろうと考えると、もう本当に何か恐ろしくなってきます。今でももう始めるのは遅いのかなと思うのですけれども、持続可能なコミュニティーを目指して動いていかなければならないと思いますので、それは本当に自治会も町もみんなで協働してやっていかなきゃいけないことだと思いますので、今後、御協力のほうよろしくお願いいたします。

以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 11時33分休憩

午後 1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告、4番佐藤眞一君。

〔4番佐藤眞一君登壇〕

○4番（佐藤眞一君） 7番通告、4番の佐藤眞一でございます。

今年もいよいよ押し詰まってまいりましたが、今年、利根町町長選挙において、町政の刷新を目指した山崎誠一郎町長が誕生いたしました。また、国会では高市内閣が誕生しましたが、軍事予算の拡大により軍拡と国会での不用意な発言により、中国とのあつれきが

生じ、戦後80年平和だった日本の将来に暗雲が立ち込めております。今こそ日本国民は世界に誇れる平和憲法を守り、戦争を二度と起こさないと誓います。

また、昨今、地球温暖化の影響で大雨による洪水や東日本大震災からもうすぐ15年が経過しようとしておりますが、アリューシャン列島の地震により日本へ津波が押し寄せ、世界各地で大地震や火山の噴火など大災害が頻発しております。災害は忘れた頃にやってくると言われますが、東南海大地震や関東大震災がいつ起こっても不思議ではありません。

さて、今回の12月議会定例会では、私は町長が七つのビジョン、その後八つのビジョンとなりましたが、その中で、1、外国人との多文化共生について、これが今、利根町町民の中で最大の関心事となっております。第2に防災について、そして第3番目に、私が議員になって最も強く言い続けてきた利根町の公共交通についてです。ほかの議員の皆様も今回一般質問で取り上げ、町長も八つのビジョンの中で最優先課題と申されております。本日は、年末の大変お忙しい中、議会傍聴に足を運んでいただいた利根町町民の皆様、また議会をユーチューブで御覧になっておられる皆様に対し心より厚くお礼申し上げます。

それでは、第1番目の外国人との多文化共生について、町長にお伺いいたします。

今年9月、外国人へのルール指導の講習会が日本ウェルネススポーツ大学の留学生に対して実施されましたが、また、10月にも大量の留学生の新入生が入学しました。今後の講習会の計画についてお伺いします。留学生は4月と10月に入学し、2年から1年半で卒業し入れ替わりますが、定期的実施する計画があるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、外国人留学生は4月と10月に入学してきております。9月に実施しました先ほど佐藤議員も発表されましたが生活指導講習会、同様の生活指導は10月に入学してきた留学生にもするべきだと認識しております。また、外国人の文化の違い、これ知識ではなくて習慣であることも多いため、繰り返しつつ何度も何度も継続的に説明し、日本のルールを習慣的に身につけていただく必要があると考えております。

9月の生活講習会実施後、10月30日にまたいろいろ問題がありましたので、ウェルネスの校長2人、あと大学のほうの幹部に来ていただいて、町の関係各課の課長と今後の留学生に対する生活指導について協議を行いました。町の考えといたしましては、受け入れている学校側が責任を持ち、授業のカリキュラムに生活指導を組み入れていただいて、継続的にかつ適切な生活指導を講じていただくよう要請したところでございます。

大学側の回答では、オリエンテーション等で生活指導を実施していくと前向きな回答をいただきましたので、生活指導をする際の資料等の作成は町が協力するなど、全面的にバックアップしていきたいと考えております。生活指導講習会を継続的にということもこれ

は必須ですので、何度も何度も繰り返しこれから定期的に継続的にやっていくつもりであります。

ここまでは普通の答弁なのですが、今日午前中に山崎敬子議員の質問にも答えましたが、今、一番言われているのは、ごみもちょっと落ち着いたのです。いろいろ御意見はあると思います。まだまだだよという意見があるのですが、今、自転車の乗り方が一番、日が短くなったので無灯火が一番危ないのですよということで、今月16日に警察関係も集めまして無灯火の講習会をやります。山崎敬子議員にも言ったのですが、今週の月曜日から始まった、学生に対する、布佐から朝いっぱい来るのです。そこは、この間私もやりましたが教育長、学校教育課、防災危機管理課、あとウェルネスの職員、そして警察と、それで総勢10名ほどでしたが行いました。おとといも行いました。計、それは今週来週で6回やる予定です。無灯火につきましては、たしか16日にやる予定になっております。そこで自転車の乗り方を教えるのですが、何分ずっとやっておりました感じたことは、大体ネパールが多いのですが、横断歩道もない、信号もない、車もあまりない、自転車もあんまりない、そういったところから来ている人に教えても、なかなかこれは理解してもらえないというのが本当に体験で得た感想というか、ところでございます。そこをどうしたらというふうに、今、みんなで考えて苦労している、苦労というか考えているのですけれども、結局のところ何度も何度も繰り返し伝えて教えて守ってもらうと、その繰り返しだと思っています。何か特効薬があれば、もうそれが一番いいのですが、なかなかやった感覚では、それが無いということなので、繰り返し、繰り返し、繰り返し、繰り返し、何度も何度も何度も何度もやっていくというつもりであります。本当に事故のないように町民の皆さんが留学生をはねてしまうとか、そういったことが絶対にないように本当にしたいと思いますので、今のところそういう考えを持って対応をしているところでございます。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） すみません、ちょっと補足させていただきますが、16日の件は、最近、日も短くなってきておまして、外国人の自転車の無灯火が非常に多いということで、今回の講習につきましては無灯火をメインにやらせていただきたいと思いますので、

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） どうも御答弁ありがとうございました。

町長の御答弁の中で、授業のカリキュラムの中に織り込んでいただくと、そういう制度化するというのは非常に重要だと思いますので、非常に感謝いたします。

それから、私も無灯火は、夕方バイクで行っていますと、スーッと無灯火の自転車が来て非常に危険を感じたことはあります。ただ、その場で行っちゃうので注意できないような状況で、そちらについても一生懸命やっておられるということで、ありがたく感謝いたします。

それでは、次の質問に参ります。

10月に日本ウェルネススポーツ大学に新入生が入学したと聞きますが、何人入学したのかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 日本ウェルネススポーツ大学に10月入学の留学生の人数ですが、合格者は1,862人と聞いております。ただ、先月の10月19日の時点で、入学の手続が完了した人数は1,538人ということで、こちらにつきましては、あくまでも入学手続が完了して入ってくる人数となりますので、合格者数とは若干異なってくるというふうに伺っております。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） そうしますと、4月の新入生、これはこの前の説明会のときの参加者が1,450人でしたよね。合わせますと約3,400人となりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

それから、これからもどんどん増え続けるのですか。私が9月の議会定例会でも同じ質問をし、今後の予定を聞きましたが、分からないという回答でした。しかし、もう9月の時点ですので、私は町は既に情報を把握していたのではないかと勝手に推定しております。町民の方の中には、あまりにも短期間で増え続ける留学生に不安を感じている方も多くいます。実態がよく分からないのがその原因だと考えます。町は正確な情報を町民に伝える義務があると考えます。また、それほど多くの学生が入学するなら大学側も町に報告するなどの義務があると考えますが、町としてのお考えをお伺いします。先ほど、それは厳しく指導しているというお話をお聞きしましたけれども、再度お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、人数の話のほうをさせていただきたいと思っております。

4月のときに、前回の一般質問でお答えをさせていただいた人数もウェルネススポーツ大学のほうから回答を得た人数でございます。今回も10月の入学者数の合格者数、こちらが1,862人で合格者数なのですけれども、実際には途中で入学できない方もいらっしゃるという形で伺っております。ですので、10月19日時点で1,538名で、多くても1,600人程度ぐらいになるのではないかなというような形でしか伺っておりませんので、こちら正式な人数はまた出次第、御報告させていただきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） これは、こう言ったらどうかと思うところもありますけれども、一部の町民の方には、外国人留学生の増え方があまりにも多過ぎるので、人数を制限すべきではないかという意見も出ています。別に私は外国人留学生を排斥するということではなく、中には、このままだと利根町は外国人の町になってしまうと心配しておられる町民

の方もおられます。町はもっと真剣に大学と話し合うべきだと考えますが、どうお考えかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） お気持ち、重々よく分かっているつもりでございます。今、高市首相、1月いっぱいまでに外国人との考えを示せという小野田紀美大臣に申しつけていまして、その答えが1月中には出てくるということで、どんなふうな回答があるのかということなのですが、今の法律でいくと受け付けできないというのはできないそうなのです。なので、それをどのようになるかというのを、今、私たちも注視しているところでございます。

で、ウェルネスには、別科というのがあります。別科というところにまず入学させて、2年間勉強させて、それからグローバルビジネス専門学校というところに回すのです。またそこで2年勉強するのです。それを毎年毎年、毎年毎年。4年終わってやめる人もいるし、また、毎年入ってくる人もいるし、それも4月と10月なのです、入ってくるのは。それで補充していく状態ということを私も目で確認しておりますので、その繰り返しということで、でも学校ですから一応文部科学省には枠取りというのが必ず大学の定員というのはあるのです、どこの大学でも。それを何名でやっているかということを確認します。今日もこれから議会が終わったら、ウェルネスの事務長を呼んでいます。いろいろな問題もあるので、今日この議会が終わりましたら打合せをやるのですが、その際にその確認いたしますので、いずれにしても、今、全部で多分4,000人近くはいると思います。利根町に住所を置いているのは1,500人、今日の金曜日にお配りになります広報とねの12月分だと1万5,700人まで人口が増えているのです、プラス、それはもう間違いなくウェルネスの住所を登録してある人がいて、高齢化率というのですか、利根町は45%に近いと言っていたのですけれども、今の時点で42.96%まで下がっちゃったのです。なぜかという、ウェルネスの学生が増えたので、その数値が下がっちゃったということなのですが、ですから1万5,700のうち1,500が、もうちょっと増えていると思います。外国人だということなので、日本人は1万3,000ちょっとという計算になりますので、もう本当1割を超えているかもしれません。で、茨城県で、今、自治体を中心に被害者の会みたいな会がつくられたのです。会長が、常総市の市長が会長になられまして、常総市は7万5,000人なのですが、外国人が7,500人いるのです。ちょうど10%なのです、1割。いろいろなところが32自治体が、今、そこに入っていまして、利根町も当然入っているのですが、ほかは全部働いている人なのです。学生で困っているのは、まず99%利根町で、取手が若干の外国人がいるということなので、ほかの32自治体の集まりになると、みんな働いている人の意見ばかりなのですけれども、いやいや利根町は学生なのだよと、皆さんは働いている人なので働いている人の場合だと働いている人の日本人の社長さんとか責任者の人に、こういう注意をしてくれ、こういうのを守ってもらいたいという割と言うこと聞いてくれて

早い対応になるのですが、利根町は学生なのです。これでなかなか改善されないというところで、今、我々苦勞しているところなのですが、苦勞していると泣き言を言っても始まらないので、さっきも言いましたように、とにかく学校と我々、本当はそこに自治会も入ってもらいたいと思ったのですけれども、その前に、自治会も一生懸命やってもらっているのですが、利根町には二つ団体ができて、その人たちも一生懸命やってくれているのですが、まずは学校がしっかり生徒を指導して、町が足りないところを学校に言って、あとは町が直接、今回の朝やったようなことをやって改善していかないと、とにかく事故の起きる前に何とかしなきゃいけないと思っていますので、今、そういうところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今、町長も御説明いただきまして、実態というのがよく分かりまして、ありがとうございます。町民の方は、実態が分からないということで不安を抱いているわけですね。ですから、分かればそれなりに理解してくれると私は考えます。

そして多くの空き家に、空き家はたくさんあるのですけれども、空き家にはほとんどもう留学生が入っている状況なのです。例えば、私の住む早尾台でも最低数十件はあります。1件に十数名住んでいるというふうに考えますと、早尾台だけでも数百人の学生がいて考えられまして、団地の共同体の中ではもう無視できない存在となっています。自治会やボランティアの方が積極的に交流会を行っているところもありますが、おのずと限界があります。町としてどのように関わっていくのかについてお考えをお伺いします。先ほど御返答ありましたけれども、よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 町としては、とにかく今のところ入国を拒否する、利根町に入ってきたとしても断る法律はないので、とにかくそこで共生という言葉が生まれまして共生を図っていこうとしているのですが、非常に厳しい状況ですが、さっきも言いましたが、泣き言を言ってもしょうがないので、学校と行政と、そしてそれがあ程度落ち着いたら自治会の方にも、こういった形で、今、このような状況ですけれども、よろしく面倒見てくださいという形をするしかないと思います。

例を挙げますと、羽根野台の自治会ですか、非常に積極的にもう2年ほど前からやっておられまして、お祭りとかそういったところにも呼んで一緒に楽しく踊ったり、食事を一緒に作ったり、そしてみんなで食べたりしてやっていただけると、そういうところまで行けば非常に我々も安心するのですが、決して全部が全部それではないので、とにかく本当に利根町民の皆さんが留学生を、最近思うのは車ではねてしまうと、はねた人が死んでしまうと、そしたら、はねた人が本当に気の毒だというように思っているのです。そうならないように、そういった悲惨なことにならないように学生に守ってもらって、そんな事故につながらないようにと、それだけを願って、今、毎日毎日いろいろな共生の問題に立ち向かっているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 私が住んでいる早尾台でも自治会の方が積極的に交流会を行っております。羽根野モデルと言われるように、いいすばらしいモデルがあるので、それを町全体に広げていくように町としても積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

では、次の質問に参ります。

令和7年度11月末の外国人の住民登録数、過去5年間の国別の人数についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 住民課長渡辺泰幸君。

○住民課長（渡辺泰幸君） 外国人の住民登録状況につきましては、先ほど町長が答弁の中で1,500人ということで申しておりましたが、最新の令和7年11月30日現在ですと、30か国1,630人の外国人が住民登録をしております。町全体人口が1万5,784人で、外国人の割合は10.3%でございます。

外国人1,630人のうち留学生が1,265人で、外国人全体の77.6%を占めております。

国別人数の最も多いのがネパールで1,031人、2番目がベトナムで224人、3番目がスリランカで116人、4番目が中国で98人、5番目がフィリピンで29人でございます。

それから過去5年の外国人住民登録数と国別人数についてですが、5年前に遡りまして令和2年11月30日現在ですと、29か国296人です。外国人の割合は、町の人口の1.9%でございました。外国人296人のうち留学生が57人で、外国人全体の19.3%を占めておりました。国別人数の最も多いのが、当時はベトナムで68人、2番目が中国で67人、3番目がフィリピンで23人、4番目がスリランカで22人、5番目がカンボジアで22人でございました。

次に、令和3年11月30日現在ですと、30か国287人、外国人の割合は町の人口の1.8%でございました。外国人287人のうち留学生は46人で、外国人全体の16%を占めておりました。国別で人数で最も多いのがベトナムと中国でそれぞれ68人、3番目がスリランカで29人、4番目がフィリピンで21人、5番目がペルー及びブラジルでそれぞれ15人でございました。

令和4年11月30日現在ですと、28か国368人、外国人の割合は町の人口の2.4%でございました。外国人368人のうち留学生は76人で、外国人全体の20.7%を占めております。国別人数で最も多いのがベトナムで90人、2番目が中国で89人、3番目がフィリピン及びスリランカでそれぞれ25人、5番目がブラジルで20人でございました。

令和5年11月30日現在ですと、27か国641人、外国人の割合は町の人口の4.1%でございました。外国人641人のうち留学生は296人で、外国人全体の46.2%を占めております。国別人数で最も多いのがネパールで165人、2番目がベトナムで152人、3番目が中国で99人、4番目がスリランカで42人、5番目がミャンマーで32人でございました。

令和6年11月30日現在ですと、29か国966人、外国人の割合は町の人口の6.2%でございました。外国人966人のうち留学生は615人で、外国人全体の63.7%を占めております。

国別人数で最も多いのがネパールで443人、2番目がベトナムで182人、3番目が中国で92人、4番目がスリランカで62人、5番目がフィリピンで37人でございます。

5年前の令和2年11月30日現在と令和7年11月30日現在を比較いたしますと、外国籍の人数は5倍、町の人口のうち外国人が占める割合も5倍となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今の御説明で、いかに増えているかということがよく分かりました。5年間で5倍と、物すごい特にこの数年で伸びているということですよね。これは利根町に限らず全国的に外国人が増え続けておりますが、その理由といたしましては、政府の国策として外国人留学生を増やす、またインバウンド、いわゆる外国人の観光客を増やすということを行ってきたその結果であります。今年6月末の在留外国人は、過去最多の395万6,619人で、日本の人口に対する割合は3.4%となっています。それから、人口に占める外国人が10%を超える自治体もかなりあります。利根町の場合は先ほど御説明のあったとおりです。今年7月で8.4%と御答弁いただきましたけれども、今はもう10%を超えているという状況です。

それで先ほど町長のお話でもありましたけれども、さきの衆議院選挙で日本人ファーストを唱えた外国人を排斥する参政党が大幅に議席を伸ばし、また若い世代への支持率を増やし、各地で外国人問題が出ており、また、利根町もその例外ではありません。

高市首相は、11月4日、外国人政策の見直しを指示いたしました。私は多文化共生に反対するものではありませんが、日本という国の特殊性を考え、多民族国家のヨーロッパやアメリカとは異なるというふうに考えております。どんどん増え続ける外国人に対して、日本社会は適応できていないのが実態ではないかと思っております。町も多文化共生係をつくり、地域おこし協力隊を採用するなど頑張っていることは認めますが、まだまだ不十分だと考えます。国際交流が進んでいる他自治体も多くあり、そこには国際交流協会というのがありまして、地道な活動によりその効果を上げておりますが、これは通告外になっちゃうのですけれども、利根町として今あるボランティア団体、日本語サロン、利根町国際交流会、留学生コネクとねなどを集めて国際交流協会を設立する予定はないのかについてお伺いいたします。想定外なので答えられなくても結構です。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 国際交流協会が利根町にないというのは事実でございます。今、外国人関係の団体が三つほどございます。その辺と、今、我々もお話を聞きながら支援等を行っているところですが、行く行くそういう形になっていくというのも一つの答えなのかなと考えていますが、ただ、ほかの団体、今始まったばかりの団体でございますので、その辺を注視しながら今後は考えていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） すみません、通告外であるにもかかわらずお答えいただきまして、ありがとうございます。

では最後に、これは既に昨日も今日の午前中も質問のあった同じ問題なのですけれども、栄橋の歩道が留学生の通学時、朝と夕方大渋滞し、町民から大きな苦情が出ていると聞きますが、抜本的な対策について伺います。

町では、立哨を行っていると聞きますが、私も栄橋で現地確認をしておりますが、町民の方がまるで動けない、車を運転してあわやひきそうになった、危なくて仕方がない、ひいてからでは遅過ぎるなどという町民からの切実な訴えも届いております。何らかのいい方法はないのでしょうか、御検討をお願いいたします。これはもう先ほどお答えいただいたので、もしそれ以外にあればお答えということで、よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 先ほどお答えしましたが、一つ、今、私、利根町に約1,500名ぐらいだと言ったのですが、利根町以外から通ってきている人が約3,000名以上いるのです。その人が毎日毎日、大体午前中の授業と午後の授業がありまして、1,500名以上ずつ朝の8時20分ぐらいに栄橋を通ると。また、午前中で授業を終わった人たちは、約1時前にまた今度帰ってくるのです、布佐のほうに。布佐からは成田に住んでいたり、我孫子に住んでいたり、柏に住んでいたり、それを繰り返しています。また、午前と午後がそれあるのです。だからそろそろ橋の上をいっぱい通って、危ない目に町民の皆さんは自転車も降りなきゃいけない。歩いていてもこっちが遠慮しなきゃいけないという苦情を毎日のように役場には来ております。それを1列に並んで歩くのだよという指導を月曜日からやっているのです。それを守ってくればいいのですけれども、ただ、昨日あたりから歩き方が大分変わってきたわよと、そういう意見もいろいろもらうようになったのです。安心なんか当然してないのですけれども、それをずっとこれからも、ちょっといい方向に向いたのかなという思いはしているのですが、でもまだまだなので、皆さん栄橋の上、もう本当にザーッと並んできて、横に並んでくるので、ちゃんと1列に並びなさいと、交差点も早く渡っちゃいなさいと、信号点滅したら止まれというような指導もこの間もやっている、毎日やっているのですけれども、今、それが現状でございまして、利根町に住んでいるのは1,500名ぐらい、住民登録しているのは1,500名ぐらいだけれども、通ってきているのが3,000名いるというところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） よく分かりました。徐々にでは効果が出ているということで、今後に期待としたいと思います。

では、次の質問に参ります。

防災についてです。

まず1問目ですけれども、10月26日に町の防災訓練が行われましたが、町民の参加数に

について伺います。また、過去3年間の参加者数についても伺いたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） それでは、お答えいたします。

町の防災訓練への参加人数でございますが、各区の区長及び防災士の方々からいただいた御報告を基にお答えいたします。

まず、今年度令和7年10月26日に実施いたしました防災訓練につきましては、参加地区が29地区、参加者数が1,072名でございます。

次に、過去3年間の参加者でございますが、令和6年度は令和7年2月2日に実施しておりまして、参加地区は17地区、参加者数は885名です。

令和5年度でございますが、令和5年11月5日に実施しまして、参加地区は27地区、1,082名でございます。

令和4年度につきましては、令和4年11月6日に訓練を実施しまして、参加地区は26地区、720名でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 今のお話ですと、令和4年に比べると増えているという数字になっておりますけれども、事、私の住んでいる早尾台におきましては、逆に前年度に比べて参加者数は減少しております。これは自治会長からの報告なのではございますけれども、また、町からの要請により自動的に行っていると感じられるとの報告がありました。実際に発災した場合、自主防災組織が迅速に機能することは疑わしいとの報告もあり、町は防災対策を今以上考慮する必要があると私は考えますが、町の防災に対する認識について伺いたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 佐藤議員おっしゃっていたように、参加人数でございますか、参加人数は今年度の防災訓練で申し上げますと約7%ということで、少ないということで、訓練当日に日程が調整つかずに別の日に訓練を実施していただいた区もあるのですけれども、ちょっと少ないということで、我々としては防災訓練により多くの方に参加していただきたいなと思っています。

でも、いざ災害が起きたときにはやはり防災訓練というのは欠かせないものでございますので、防災訓練の実施の周知のお話なのですけれども、まず訓練の日程なのですけれども、実施する年度の前年度中には日程を決定しまして、前年度の3月までには翌年度の地区の行事、事業として取り込んでいただくように各区長の方々には早めに防災訓練の日程を御案内しております。

また、防災訓練の実施に当たりまして、事前に全ての区長の方々とヒアリングを行わせていただいているのですけれども、その中でも防災訓練のほうを実施してくださいという

ことをお願いしておりますので、引き続きそのような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 御回答ありがとうございました。

では、次の質問に参ります。

町には地域防災計画がありますが、その骨子についてお伺いいたします。また、地区防災計画はできていないと聞きます。その現状と今後の見通しについてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 初めに、地域防災計画についてでございますが、災害対策基本法に基づきまして利根町地域防災計画を策定しておりまして、総合的な防災対策の基本方針を定めております。

御質問の計画の骨子でございますが、本編におきまして災害予防計画、地震及び風水害対策、災害復旧及び復興計画を示しておりまして、これに加えて関係法令や各種様式をまとめた資料編で構成されております。これにより、町、関係機関、そして町民の方々それぞれの役割分担や実施事項を定めているところでございます。

なお、本計画につきましては、国県の指針改定や近年の災害事例のほか社会情勢の変化等を踏まえ随時見直しを実施しておりまして、直近では本年2月に防災会議を開催しまして、3月に計画の更新を行ったところでございます。

次に、地区防災計画についてでございますが、こちらは各地区が主体となり地区の実情に応じた災害リスクの把握、避難経路、初動対応、要配慮者支援などを具体化する計画でございます。現在災害活動マニュアルのようなものを作成していただいている地区が一部ございますけれども、地区防災計画の策定には至っていないものと認識しております。地区防災計画は、自主防災組織の活動が具体的な形となった集大成であると考えております。

なお、各地区におきまして地区防災計画の作成に際しましては、町といたしましても情報提供や助言など作成の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 御回答ありがとうございました。

防災白書によりますと、地区防災計画制度とは、町内会や自主防災組織の住民のほか、事業所、福祉関係者らが地域の災害リスクや平時、災害時の行動などを定め、地域防災組織への反映を自治体側に提案する仕組みであり、災害対策基本法改正により2014年に運用が始まりました。市町村と住民らの連携を深め災害対応を強化する狙いがあります。また、2025年防災白書によると、昨年4月時点で県内では水戸やつくば市など7市町村が反映し、

地理的特性や自治体主導など地区計画策定の背景は地域ごとに異なりますが、住民と行政をつなぎ、地域防災力を強化する一助となっているというふうになっております。

町の地区防災計画と地域防災計画に反映させる点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 先ほど申し上げましたけれども、地区防災計画のほうは、まだ地区のほうでは作成されてないということで認識しております。ただ、そういうようなお話がありましたら、私どももそういういろいろな支援をさせていただいて、もし地区防災計画が策定された場合には、町の地域防災計画のほうにも取り込んでいろいろな調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） それでは、次に、その件に関連いたしまして、お隣の取手市の双葉地区の水害では、実際に災害が起こってみて近隣の情報に乏しく、改めて地域コミュニティーの大切さが分かり、日頃から文化的活動などを通して連帯感を深めるための行事などを行っていると言われております。災害は自助、共助、公助と言われておりますが、私は共助が実際の災害では一番現実的、実践的だと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 自助と共助ということでございますが、防災におきましては自助、共助、公助の関係につきまして、まず、行政が行います公助ですが、公助が果たす責務は非常に大きくて重要であるということは認識しております。しかしながら、実際の災害対応の現場では、まず自助と共助が極めて重要であるというのが過去の災害の教訓としてございます。

その象徴的な例といたしましては、平成7年、30年前ですが、1月に発生しました阪神淡路大震災が挙げられます。この阪神淡路大震災では内閣府の防災白書によりますと、7割弱が家族も含む自助、3割が隣人等の共助により救出されておまして、公助である救急隊による救出は数%にすぎなかったという調査結果が出てございます。

特に初動期は、どうしても災害の規模が大きくなればなるほど道路の寸断により行政が現場に駆けつけることができないため、地域住民の方々による安否確認や初期救助、避難誘導といった共助の力、そして一人一人の自助の意識が地域全体の安全を大きく左右するものと認識しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） ありがとうございます。

では、次の質問に参ります。

私は、今年1月に防災士の資格を取得いたしましたが、防災士の地区ごとの人数、利根

町職員の防災士数、令和7年11月末現在についてお伺いします。また、防災士の役割についてもお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 地区ごとの防災士の人数についてでございますが、町が把握しております町内の防災士の人数は防災士連絡会の会員となりますので、会員の方々の地区及び人数でお答えさせていただきます。

利根ニュータウンが7名、利根フレッシュタウンが6名、羽根野台が5名、八幡台、四季の丘が各3名、もえぎ野台、羽中が各2名、早尾台、大平、内宿、浜宿、下柳宿、谷原、白鷺の街、大房、立木の9地区が各1名、サーパス布佐が2名で、全会員数が39名でございます。

2点目の町職員の防災士の人数についてでございますが、11月末時点で職員200名のうち33名が防災士の資格を取得しております。

3点目の防災士の役割についてでございますが、防災士は、地域の自主防災活動を担う人材として地域防災力の強化に寄与することが期待されておりまして、災害対応には欠かせない存在でございます。平時におきましては、所属地区の防災意識の啓発活動や町と地区のパイプ役として防災訓練の計画やアドバイスなど、防災リーダーとして地区の防災力向上につながるよう活動していただきまして、また災害発生時におきましては地区の方々に呼びかけをし、安全な避難誘導を行っていただくほか、自主防災組織と連携して避難所の開設、運営などを行っていただきます。防災士の方々は防災に関する知識と技能をお持ちでありますので、今後も町と連携をさせていただいて、地域の防災力の向上に向けた活動をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） 4番目の質問は、町と地区、各団地との連携についてですが、既にお答えいただいておりますので省略いたします。

5番目の質問としまして、いざ災害が発生した場合、高齢者や弱者、これは障害者とか外国人なども含めて、その対策として医療機関や社協との連携が必要となりますが、町の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 町では、災害対策本部を設置した際には、被災の状況に応じまして国保診療所、保健福祉センター、保険年金課職員及び保健師で構成されました医療対策部が医療救護所の設置場所を決定しまして、救護所となる施設に医療用資機材やテントなど応急医療に必要な資機材を搬送し、設置することになっております。大規模な災害が発生し、被災者の救護等におきまして国保診療所だけでは対応できない場合は、災害協定を締結している公益社団法人取手医師会などに要請しまして医療救護班の派遣、

死傷者の応急処置及び必要な医療の提供をしていただくことになります。

次に、社会福祉協議会との連携でございますが、災害発生時の社会福祉協議会の活動といたしましては、利根町地域防災計画に定められているとおり、主にボランティアへ活動の支援といたしまして一般ボランティアの本部開設、ボランティア受入れ窓口の設置、運営に従事していただきます。医療機関や社会福祉協議会との連携につきましては、避難所での健康管理や感染症対策のほか、人命救護や被災者の生活救援の観点から大変重要であると認識しておりますので、平時からの訓練などを通じて初期体制の強化を図るとともに、医療機関とは平時から連絡体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） ありがとうございます。

では、防災についての最後の御質問です。

利根町には高台に避難所がありません。これは利根町所有のという意味なのですが、将来設置する計画があるかどうかについて伺います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） すみません、その前に、さっき常総市の市長さんが会長の多文化共生の特別委員会の参加市町村、私、33と言ってしまったのですが、23の誤りでした。茨城県には自治体は44ございまして、そのうち23の自治体が参加していると、利根町はそこに参加していると、ほかは皆さん働いている人が大勢いるのですが、利根町は留学生でいろいろ問題が起きていると、あと留学生は取手も少しなのですが、利根町と取手が留学生、その他の21ですか、それは働いている人たちでということでございます。

今の今度御質問なのですが、まず佐藤議員の質問でございますが、利根町には高台に避難所がないのです。行政の避難所がないのです。しかしながら、ウェルネススポーツ大学の第1キャンパスと第2キャンパス、この2か所を避難所として、今、協定を結んでおりまして、これに指定しております。また、浸水想定区域外の利根中学校を避難所として指定をしているというところでございます。

将来的な高台の設置計画につきましては、高台の避難所候補地の選定を行い、地形や規模、安全性や財源など各方面からどのような設備がある避難所にするか、また平時の際の利活用方法など町全体として総合的に検討してまいりたいと、これは私の選挙の公約にもなっておりますので、行政として避難所、もし何か災害があったらここに逃げ込めばいいというものをぜひ造りたいと思って公約に上げたのですが、今、その検討をなかなかお金もかかることでございますので、検討を進めているというところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） それでは、防災についての質問は以上で終わります。

次に、公共交通についてなのですが、これはもう既に御答弁いただいているので、

11月4日から日本ウェルネススポーツ大学のスクールバスによる布佐駅への運行が始まり、利便性は大幅に向上し、累計11月4日から20日までの間の利用者数32名と先日前お答えがありました。

では、次の御質問ですけれども、公共交通に関する2番目の御質問ですけれども、利根町地域公共交通計画が今年3月に作成され、大利根交通を基幹交通とすることになりましたが、大利根交通との話合いの状況についてお伺いします。

また、運行ルートを見直すと聞きましたが、その内容と実施時期についてお伺いいたします。これは昨日新井議員の質問で町の回答をいただいておりますが、再度、何かありましたらお答えください。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 時間がないので急いで、現在、大利根交通バスと持続可能な運行ルートの再編ということで政策企画を中心に打合せをやってございます。何度か説明がしてあると思うのですが、今まで北方のところを中心として、早尾台、羽根野台という取手に行くコースだったのですが、それを立崎を通過して診療所を通過してニュータウンを通過してフレッシュタウンを越えて文化センターに行き、保健福祉センター、図書館、ぐるっとUターンして今度もえぎ野に入って、もえぎ野から早尾台、羽根野台と、で、取手に行くというコースで、今、練っております。それをやると便利になるのかなということで、どこまで便利になるのかと、そういう検証しながら、今、打合せをやっているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） ありがとうございます。

では、3番目の福ちゃん号の他の市町村乗り入れについて、対象市町村との話合いの状況と、おおよその実施時期についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、福ちゃん号の他市への乗り入れにつきましては、現在の無料の料金のままですと他の民間バスやタクシー事業所の経営に影響を及ぼすおそれがあります。福祉バスを有料化するためには関東運輸局への申請が必要となりまして、町内にバス停を新たに設置するなどの見直しがあった際にも、その都度申請と時間を要することなど、見直しのハードルが高くなることが懸念されております。

今現在、他市への乗り入れにつきましては、ドア・ツー・ドアで運行可能なふれ愛タクシーでの検討を、今、進めているところでございます。JR藤代駅までの足の確保としましては、現在、JAとりで総合医療センターへの乗り入れをふれ愛タクシーで行っておりますので、民間バスの事業者が停車する藤代桜が丘というバス停があるのですけれども、そのバス停にふれ愛タクシーをそこで乗り入れさせていただいて、その後、JAとりで総合医療センターに向かうような形で行けないかということで、今現在、取手市さんと打合

せを進めているところでございます。

近隣の自治体とは今後も継続的に情報共有を図りながら、町の公共交通の再編がある程度まとまりましたら、順次乗り入れのほうをできればというふうに考えているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君。

○4番（佐藤眞一君） それでは、最後の質問に参ります。

6月議会定例会で、たしか、ふれ愛タクシーのA I オンデマンド化の計画があるとお伺いしましたが、実証実験の時期、営業運転の実施予定時期についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 現在、繰り返しとなってしまいますけれども、町の基幹交通である大利根交通バスの再編を最優先に進めているところでございます。新たなルートでカバーできない移動ニーズにつきましては、ふれ愛タクシーを活用する方向で、今、考えているところでございます。

2番目の質問でお答えしたとおり、大利根交通バス、この再編に伴うコストが結構かかる、非常に大きな金額がかかるものですから、ふれ愛タクシーの今後の役割についても検討を進めているところなのですが、A I デマンド化した場合に導入した費用やランニングコスト、こちらのほうもかなりかかってくるが見込まれております。補助金のほうにつきましても、1回のみという形で補助金が使える形になってございますので、現時点でふれ愛タクシーのほうのA I オンデマンド化については、まずは先ほどから申し上げているとおり、大利根交通のルート再編をまず最優先にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時45分とします。

午後2時31分休憩

午後2時45分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番通告、10番船川京子君。

〔10番船川京子君登壇〕

○10番（船川京子君） 8番通告、10番船川京子です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めの質問、書かない窓口サービス導入についてお聞きしたいと思います。

書かない窓口とは、町民がマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を専用機器にかざし、タブレット端末などの指示に従って必要な書類を選択するだけで、役場の

窓口で申請書を手書きすることなく申請から取得まで行うことができます。また、事前にスマートフォンなどで申請内容を入力することで、来庁者が窓口で申請書を手書きする手間をなくす自治体の窓口サービスのことです。デジタル庁が推進する書かないワンストップ窓口の一環であり、デジタル化によって、書かない、待たない、回らないよう実現し、住民の手續の負担軽減及び窓口業務の効率化を目指しています。この書かない窓口の導入を支援するデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用するなどし、2024年6月時点において、およそ2割程度に当たる自治体が導入に踏み切りました。町としても調査研究課題として、これまでも対応されてきたと考えます。急ハンドルは切れずとも、近い将来的には具体的な取組が求められる課題と感じています。書かない窓口導入に対する町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質問に対する答弁を求めます。

政策企画課長布袋哲朗君。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えさせていただきます。

書かない窓口の導入は、申請者の負担を軽減し、業務を効率化させるための有効な手段であります。また、令和7年3月に策定いたしました利根町DX推進計画においても書かない窓口への導入を取組内容として掲げており、現状の窓口では、申請書への手書きによる記入や同じ内容の繰り返し記入が窓口利用者の負担となっていることや、内部業務においては、紙の申請書からシステムへの手動転記の処理に時間がかかるという増加につながっていることが課題となっております。

書かない窓口の導入は、手書きの記入や手入力による転記作業を省略することで、申請者は迅速かつ正確に手續を進めることができ、内部業務、バックヤード業務の処理速度も向上いたします。現在、庁内では地域活性化起業人でありますICTアドバイザーの働きかけにより、申請の電子化、オンライン化に積極的に取り組んでいるところでございます。この電子申請が進む中で、書かない窓口はその進展を後押しし、申請手續の全体的なデジタル化を促進する役割を果たすことになると考えております。

導入に当たりましては、対象業務の洗い出し、優先順位づけ、法令、制度面の確認を行い、既存の業務プロセスを再設計した上で進めていく必要があります。単なる手續のデジタル化だけでなく、住民の利便性向上をゴールとするため、情報部門だけでなく窓口担当課と共に一体となって取り組まなければならないので、他市町村の事例を参考にしつつ、町の特性や町民等の利用のニーズに応じた進め方を今後検討していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 調査研究の対象にさせていただき、検討課題として取り組んでいただいていることを理解させていただきました。

そこで2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、書かない窓口に対して、2024年2月に先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想推進交付金の申請は締め切られましたが、2025年度から新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）に名称が変更され、制度が刷新されました。この書かない窓口を活用可能となる交付金についてですが、活用できる期間に事業を進めておくことが一つの選択肢ではないかとも考えています。国の対応に方向性の変化が起きる可能性も否定できない状況、使用可能な交付金の不安定な動向が見え隠れする中、将来的にどのような判断をすることが望ましい対応となるのか、再度町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほど答弁のほうで、まずは電子申請に関して取組を行いたいということで、今、進めているところでございます。同時に、窓口業務の担当課の協力を得ながら書かない窓口のおくやみの窓口とか、そういう手続の中で書かない窓口の導入についての検討も進めているところでございます。

船川議員おっしゃるとおり、今、交付金がいろいろ名前が変わってしまいまして、私もどの交付金が該当になるのか分かりづらいところもあるのですけれども、新しい地方経済・生活環境創生交付金の中の、これは第2世代交付金ではなくデジタル実装型ということで補助金のほうが活用できると伺っております。この補助率が2分の1ということで、既に茨城県内のほうでも令和4年度に水戸市や下妻市、稲敷市、令和5年度に東海村、令和6年度につくばみらい市、つくば市、守谷市、神栖市ということで8市町村が行っているわけなのですけれども、この補助金のほうが事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援ということで、1回限りの支援という形になってしまっておりますので、当町のほうでじっくり全課窓口のほうの業務が書かない窓口に一斉にスタートできるような体制が整った段階で申請をさせていただいて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 確かにこの交付金は1回だけなので、活用するのにいろいろ頭を悩ませる部分もあるかと思いますが、あるとないとではやっぱり大違いだと思いますので、望ましい時期に望ましい形でスタートできることを願いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問、不妊治療及び不育症治療に対する助成事業についてお聞きしたいと思います。

（1）令和4年4月から一般不妊治療のタイミング法と人工授精及び生殖補助医療の体外受精、顕微授精など基本的な診療が保険適用になり、町ではこのタイミングを受け、これまで行っていた不妊治療助成制度を終了し、新たに不育症助成制度を令和5年に創設されました。妊娠しても胎児が順調に育たず、授かりにくいつらさに寄り添い、経済的支援に取り組む町の姿勢には力強く支持をさせていただきたいと思います。

また、保険適用となった不妊治療は、年齢制限や回数制限はあるものの、原則として医療費の3割負担で治療を受けられるようになり、高額医療制度の利用も可能となりました。

しかしながら、現行の制度では先進医療と位置づけられている追加の治療は保険適用外となります。不妊治療には経済的な負担は言うまでもありませんが、精神的にも物理的にも当事者にとっては大きな負荷がかかり続けることになるのではと考えます。町として、県で取り組む助成制度を活用するなど、妊娠を望み、不妊治療に取り組む方にも寄り添い、少しでも経済的負担の軽減を支援していただけないかと念願をするところです。保険適用外となる先進医療にかかる費用の一部を助成することに対する町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 子育て支援課長松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、お答えいたします。

茨城県におきましても令和7年の9月補正予算において、不妊治療費助成事業に対し、医療保険適用の生殖補助医療と併せて実施する保険適用外の先進医療に要する費用の一部助成が開始となりました。当町においても、令和8年度より県の助成制度を活用し、先進医療にかかる不妊治療費の助成を開始する予定で予算計上していきたいと考えております。

内容としましては、県の助成事業に併せて、町内に住所を有する43歳未満の方を対象に1件当たり4万円を上限として40歳未満は通算6回、40歳以上43歳未満の方は通算3回、厚生労働省で承認されている先進医療に関しての助成を予定しております。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 今のお話、課長のほうから言いましたが、これは非常に重要な案件なので、令和8年度からスタートするように、今、進めております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 大きな期待を持たせていただいて、当初予算が出てくるのを楽しみにさせていただきたいと思います。

そこで、この不妊治療の現状なのですが、高額な費用、仕事との両立の難しさ、精神的、身体的負担の大きな課題であると感じています。また、職場に不妊治療を伝えていない人が多く、職場での理解やサポートを得にくい状況も考えられます。さらに不育症治療の課題としては、不育症の専門医は少なく、検査や治療を受けられる医療機関が限られています。また、不妊治療と同様に高額な費用負担、治療と仕事の両立の難しさ、原因不明のケースなど、当事者にとってはどちらも大きなつらさが伴います。また、不育症治療では、適切な治療法が確立されれば高い確率での成功が望まれると言われていますが、不妊治療の成功率は年齢によって大きく変動し、20代から30代前半で30%から40%前後、年齢が上がるにつれて低下すると言われてしています。

そこで、経済的な支援とともに精神的な寄り添いや生活全般におけるアドバイスなどの支援も求められるのではないかと感じています。これらのことは医療現場におけるサポー

トが最も重要であり、適切なアドバイスを受けることができると認識をしていますが、大事なことは待ち望んだ結果を得ることができなかった方にとっては、これだけ大変な治療を終わり、治療から遠ざかってからの支援が最も大切な対応と感じています。町では寄り添いに向け、どのような取組をされているのか、また今後の対応についてのお考えも併せて伺いたします。

○議長（大越勇一君） 子育て支援課長松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） こども家庭センターでは、妊娠から子育て期におけるお母さんと接することが多く、妊娠する以前の不妊治療及び不育治療についての具体的な相談を実際にこちらで受けることはあまり多くないのが現状でございます。今後、治療費の助成事業を通して待ち望んでいた結果を得ることができなかった方への相談にも対応する機会はあるかと思えます。助成事業を行っていく中で、治療に当たっての御苦労や待ち望んでいた結果を得ることができなかった方への気持ちにも寄り添った対応及び支援をしていきたいと考えております。

支援としましては、町単独ではありませんが茨城県が実施しております、いばらき妊活・不妊オンライン相談があり、妊活、不妊、不育、流産、死産等に至る前までの時期に生ずる問題などに関する悩みを持つ方が随時相談できる体制として気軽にオンラインで相談ができ、幅広い相談内容について専門家からアドバイスを得ることができるサービスがございます。助成事業のみでなく町公式ホームページでは周知しておりますが、今後、町の広報紙にも定期的に掲載し、町民の皆様にも周知していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 寄り添う姿勢を感じられて、とてもうれしく思うと同時に、これらの情報をキャッチすることは、そんなに簡単ではないかとも思います。確かに助成制度を創設していただくことにより、これまでよりは確認しやすい環境が整うかもしれませんが、やはり望ましい結果が得られなかった女性の気持ち、私も女性なので本当に痛いほど分かります。そんなときに声をかけていただいたり、自分の気持ちを話せる場所があるだけで全然違うと思いますので、どうかアンテナを高くして、現場で対応して下さる女性スタッフにも励ましのエールを送らせていただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

多文化共生の対応について。

多文化共生とは、言うまでもなく、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていくことです。町では専門担当を配置し、多様化する現場に対応するために柔軟かつ多角的な支援に取り組まれていると認識をしています。実際に外国人の方たちと関わっていく中で、無意識のバイアス、偏見や差別をなくし、多様性を尊重する姿勢を持つことが大変重要であり、互いの文化や歴史、習慣などについて学ぶことや地域で行われる交流イベントなどに参加する

など、具体的な接点を持つことで、より相互理解の醸成につながると感じています。

現時点において町内では具体的にこれらの活動をされている町民団体があり、日本の交通ルールや生活習慣、利根町でのごみ出しや公園利用のマナーなど、多岐にわたり、きめ細かく支援をされているとお聞きしています。また、新たに外国人支援を目的に活動を考えてくださっているグループなどがあるともお伺いしています。

そこで、これらの団体に対する町の支援内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 外国人を支援している団体について御説明いたします。

町内には二つの支援団体がございます。まず一つ目は、日本語サロンさんでございます。こちらは週に2回日本語教室を開催しており、留学生ではない定住している外国人を対象に無償で日本語を教えております。また年に2回程度、地域住民や外国人住民など誰でも交流できる多文化共生イベントの開催も行っており、町で定住していく外国人に向けた生活支援を行っております。

次に、留学生コネクトねさんは、主に羽根野、早尾地区に住む外国人留学生を対象とした活動を行っておりまして、地域住民と留学生の交流会や生活ルールの指導に加え、留学生のアルバイト探しや生活全般の相談など、留学生も町の地域住民の一員であるという自覚を持たせ、地域住民との摩擦をなくしていけるような活動を行っております。また、羽根野、早尾地区だけではなく、同じような地域課題を持った地区に出向き、交流会の実施を計画するなど積極的な活動を行っております。

生涯学習課の多文化共生係では、これら二つの支援団体の事務的サポートや交流会の意見交換に参加するなど、間接的な支援を中心として行っております。

今後につきましても、地域住民と外国人住民が共に地域で安心して生活できる環境を整えるため、支援団体と意見交換の場を設け、活動内容や地域課題を踏まえながら必要な支援をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えさせていただきます。

外国人支援をされている団体に限定して行っている支援ではございませんが、当町では町内の住民活動及び協働のまちづくりの推進を図るため、住民団体が自主的または主体的に企画し実施する公益性のあるまちづくり事業を行う場合に、その事業に要する経費に対し補助金を交付する利根町住民協働事業補助金制度を平成25年度に創設しております。本補助金制度は、公共的な課題の解決または地域の活性化につながる事業で、住民の皆様から企画立案し町に提案をしていただき住民提案型事業と、町が提示する町に関する課題等に対し住民の皆様から企画実現していただき取り組んでいただく行政提案型事業がございまして、いずれの事業も審査の上、補助金を交付するものとなっております。

現在、外国人を支援されている二つの団体に対しましては、本補助金制度を活用した支

援を行っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 具体的な現場での活動に対する担当課の支援は、大変よく理解をいたしました。担当課の皆様の後押しもあるがゆえに、先ほどの同僚議員の方の質問の答弁にもありましたように、ここから町全体にこういった活動が広がっていく、その裏づけとなるような課長の答弁をいただけたと感じました。

また、布袋課長からいただいたお答えの補助金の部分なのですが、具体的な話をさせていただくと、この補助金は期間があるのではないかなと思うのですが、補助金の期間と、その後の、これは先が長く続く活動をしていただきたいと思うので、町の補助金に対する支援についての見解を伺いたいと思います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えをさせていただきます。

住民提案型事業に関しましては、住民提案型事業スタート型というのが創設から3年以内に団体が実施する事業に対しまして、1年度だけで1回だけなのなのですが、5万円を上限として交付する場合と、その後、住民提案型事業ステップアップⅠ型ということで10分の10、年間20万円を限度に最長で3年間移行して進めるパターンがございます。そのほかステップアップⅡ型としまして、さらに3年間、2分の1ということで、年間10万円を限度に最長2年間ですね、ですので一番最長で5年間という形になっていたと思いますけれども、補助金のほうを交付することができます。

行政提案型に関しましては3年間のみという形になりますので、これは住民提案型とは別になりますので、万が一、住民提案型でやっていて行政提案型でも出して、それが通れば、そこはまたそこから3年間がスタートという形になるわけなのなのですが、一応そういうような形で補助の年度のほうは区切りがあるような形になってございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 流れるには大変よく理解させていただくところです。

ただ、これだけ外国人の方、特に留学生が入ってきて、それが入れ替わっていく現状を考えると、やはり住民の方たちの現場での御協力、対応は大変町にとっても大きな、何ていうのですか、支援になるかなと感じます。先ほど亀谷課長のほうからもコネクとねさんは、アルバイトや生活全般のお世話まで関わってくださっている、であるならば、やはり町としてある程度継続的な補助金の担保、これもできれば検討していただきたいと、そう願うところですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えさせていただきます。

この住民協働事業の補助金のほうでは、審査会がございまして、この審査会で一応毎年、船川議員がおっしゃるような、もう少し継続して出せないのかとか、いろいろな御意見を

いただいているところです。実際に今までやってきていただいたところで補助金が切れた段階で全てを自立してやっていこうという形になった場合に、当然町の課題でもあるわけですので、それを町民団体の方の全ての財源でやらせるのもどうなのかというようなこともいろいろありまして、今、その辺につきましては審査会の中でもいろいろ話を進めているところではございます。

ただ、今まで平成25年のときから制度ができて進めている事業でございますので、ある程度理由をつけながら、ほかの市町村のいいところを取りながら、もうちょっとどうにか町の関わり方も変えていけないのかというような形というのにも考えていきたいなというふうに考えております。

本来であれば個別の補助金をつくって、そこで対応していただくのが一番いいわけなのですが、それでも、全て住民協働事業でやったほうがいいのか、もしくは別の課題に対して補助金をつくっていただいて対応していただいたほうがいいのか、その辺も含めて今後見直しについては検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 大変よく理解をさせていただきました。

大事なことは、補助金の体制は町の対応だと思います。ただ、ここで私がぜひお願いしたいのは、活動してくださる町民の皆様が縦の軸で、これから将来に向けてもこれを継続していける、その環境をつくるために補助金の検討をお願いしているところですので、今、課長が答えてくださったように、どんな形でもいいと思うので、ぜひ皆さんが、また先ほど亀谷課長の答弁の中で、コネクとねの皆さんがほかの地区にまで出向いて講演会の実施や行ってくださっている現状を考えた場合、やはりその部分をぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問、町長公約について。

（1）9月の定例会でもお聞きいたしました、町長公約のビジョン欄外に示されていた改善する事業の具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

前回の質問時、町長にはイベント集約や方向転換などの考え方をお答えいただきましたが、来年度の予算編成もおおよそのめどがついてきている頃だと思いますので、示していただける範囲で具体的な町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 船川議員おっしゃるように、今、予算時期もありまして、イベントもいろいろ検討しております。最終決定ではございませんが、現段階で統廃合の対象となるイベント、具体的に挙げることはもう少しできませんが、来場者や私の考えは参加者、特に利根町民の来場者等が少ないもの、あと、開催時期が重なってしまつて来場者等及びイベントの関係者の心身に負担が来ってしまうということなどを考えて、これはイベン

トの関係者から統廃合を逆に、もうできないとかという意見もいただいているのです。そのこともいろいろ、今、考えているところでございます。

しかしながら、今、申し上げた要素に該当したという理由だけで一律に統廃合を行うことも簡単には考えておりません。いろいろ、これは逆にもう1回復活したほうがいいのではないかというものがありまして、今、それを考えています。

ただ、私の考えとしましては、何百人も子供たちがいる中で30人ぐらいの子供たちを単発で何個かやるというよりは、なるべく大勢の子供たちが参加できるものだったらやりたいなという考えを持っております。職員が毎週毎週イベント、イベント、イベントが重なって、その負担もありますし、また働き方改革云々の関係もありますので、今、見極めているところでございますが、結果としては今までよりは間違いなく減ると思います。集約をするつもりでいますので、それをまたお示しできるときになりましたらお示ししたいなと思います。関係する職員数とか業務内容とか業務量とか、あと労働時間の洗い出し、意義、役割、効果、多角的な総合的な視点、総合的に判断してお知らせできるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） イベントの統合や廃止、そういったことに関しては、これから恐らく当初予算で町長のお考えが反映されて出てくるかと思っておりますので、そこを注視させていただきたいと思っております。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

町長公約、取りやめる事業及び改善する事業に位置づけられている日本酒「利根のさくら姫」についてお聞きしたいと思っております。

この事業は、ある程度まとまった予算を使い、複数年にわたり取り組んできた日本酒「利根のさくら姫」については、現時点において製造予定は見受けられません。町長は中止との意向をお持ちと認識をしておりますが、価格設定や販路、酒米、酒蔵の対応など課題の解決策が見いだせるならば検討の余地をお持ちなののでしょうか。また、町民の方からは、利根町の日本酒はようになったのですか等の問合せもいただいているところです。多くの方に配布され、町のPRを目的として行ってきた事業であると認識をしています。今後の方向性について、町長の公約にも記されているように、複数年間にわたり町一般財源からの補助金を活用し行ってきた事業であります。公の場にてきちんと説明責任を果たすべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 船川議員の質問にもありますように、私、この公約の欄外に今まで1,340万円4年間で出資しまして1万2,607本を製造したと、販売が584本だけだったと、1,340万円出資して売上げは91万円だったということで、ふるさと納税の返礼品の本

数も6件だけだったということがありましたので、私はこれ続けるのは町のお金を使っ
てはということで公約として廃止という形にしました。

で、町長に就任しまして「利根のさくら姫」、令和2年度から利根町地場産業推進協
議会において製造を開始したものでございますが、令和7年度におきましては、当協
議会から「利根のさくら姫」は、これまでの小ロットでの製造であるため販売価格を
抑えることが難しいということで原材料の確保も厳しい状況であることから、販
売方法や販売及び製造方法の見直しを行いたいと申出がありましたので、補助金
の交付を一旦中止してございます。町としましても、販売数やふるさと納税の返
礼品として効果が上げられたとは考えておりませんし、継続的に販売していくこ
とは大変困難であると判断いたしましたので、私の公約にあるとおりに、日本酒の
製造に関わる補助金の交付は廃止とさせていただきます。

これ、私も議員時代、船川議員、3年、4年ぐらいにまたがって何度も何度も
これを質問したのを覚えております。販売網を確立したらどうだとかいう話を
していたのですが、結局そのままだったということがありましたので、それも私
が廃止に傾いた変化だということもありますので、今回で廃止とさせていた
だきたいと思っております。

これにより日本種製造事業は終了となりますが、利根町地場産業推進協
議会において、当該事業で得た経験を生かして日本酒に代わる農産物を利用し、
研究開発した特産物が持続可能で効果の高い事業であれば支援をしていき
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 今、町長のほうから廃止というワードが出てきたので、
町長御自身が町長である間は、これはもう終わりなのかなと、そんな印象を持
ちましたので、これまでも申し上げてまいりましたが、町が日本酒の製造に
取り組むこと自体には私は異を唱えるものではありません。かえって日本酒
ができるということを喜んだ1人です。製造販売過程における整備不足を指
摘させていただいてきました。町長の公約には補助金として1,340万円の
出資とありましたが、事業全体を見ると恐らくプラスアルファの経費もあ
ったのではないかと考えています。これだけの経費をかけ、約1万2,000
本無償配布されてきた事実を考えると、もうやめてしまうということが大変
残念に感じているところです。

しかしながら、町長が中止されることに、先ほど廃止とおっしゃって
いましたけれども、異を唱える意向はありません。しかしながら、今後新規
事業に取り組まれる際には、どうか全体感に立ち、生きた予算執行を
念願したいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

利根町チャレンジショップの対応について。

前回の定例会でもお聞きいたしましたが、チャレンジショップ2号店、
ママとこc a f eが町内で移転し、本格的に営業されること、大変うれ
しく感じています。また、第3号

店の募集と空き店舗の確保、開業希望者へ向けての補助金額の拡大も視野に入れるなど、前向きに制度改正を検討されていると認識をしています。しかしながら、今定例会における同僚議員の質問の中で、空き店舗の確保のハードルの高さも大変よく理解をさせていただきました。

しかしながら、これまでも複数回にわたり質問をさせていただきましたが、これまでの事業の流れや仕組み、店舗の活用方法など、縦軸、横軸、全体感に立って考えると大きな課題があることも否定できないと感じています。

そこで、町長が御就任され、およそ4か月が経過し、この事業に対する対応について町長のお考えをお持ちではないかと思っておりますので、町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 利根町チャレンジショップ、この事業でございますが、利根ニュータウンの商店街の中にある空き店舗を活用しと、皆さん御存じだと思います。町が物件を借り上げて改修を行って、町内での起業を希望する方にお試し出店の場を提供することを目的にスタートした取組でございます。出店者が最大3年間、最初は1年間だったのですが、ママとこc a f eさんから3年に延びました。安価な利用料で店舗を使用できて、リスクを抑えた形で事業を開始することができるというものでございまして、なお、現在出店しているママとこc a f eさんは、チャレンジショップ卒業後は、非常に3年間頑張っていたいただいと思っております。一生懸命やられて、いろいろなイベントにも参加していただいて、お客様も大勢入られていたというのを見ております。隣接する空き店舗に移転することが決まって、来年春には独立開業する予定と伺っております。

余談になりますが、龍ヶ崎の市議会議員の人たちは、ママとこc a f eさんはもともと龍ヶ崎の方なので、ここをやめたら龍ヶ崎に出店してくれと一生懸命誘ったみたいですが、ママとこc a f eさんは、利根町でお世話になったので利根町でやりますということでお断りしたという話も伺っております。

このチャレンジショップ事業の目的が達成された成果の一つであると認識しておりますが、船川議員が指摘されておりますように、事業の運営においては幾つかの課題があることも事実でございます。これらの課題については真摯に受け止め、事業開始からこれまでに得られた様々な教訓、これを踏まえ今後の事業の在り方について検討していきたいと考えておりますが、現在は、今のママとこc a f eさんの次に入る出店、ママとこc a f eさん、3月で多分任期というか契約が切れると思っておりますので、その後を募集して、それが3か月、半年、1年と、もしなかった場合には、これも先ほどのお酒と同じように、いつまでもやっているという形には私はならないと思っています。言葉は悪いのですが、こういうものはいろいろなところでも、言葉は本当に悪いのですが負の遺産という形に位置づけられるものでございますので、その辺はしっかり3か月、半年、長くても1年、その辺を見て、来てくれそうもなかったらということでしたら、あそこも解体して大家さんに返

すかといった、そんなことも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 船川京子君。

○10番（船川京子君） 先のことは分からないと思いますので、現時点においては、来てくれる人がなかったらという、それも一つの結果になるかなとは、これは否定できないことだと思うのですけれども、今、現時点においては、来ていただくために前向きに取り組んでいるのが現状ではないかと思います。そのために、これまで数年かけて積み上げてきたところでありますし、前回の質問のときにも、たしか卒業して店舗を構えるに当たっては、補助金の額が、課長は焼け石に水という表現をされていたと記憶をしておりますが、その部分と、今定例会でやはり同僚議員の質問の中で、引っ越す費用を町である程度応援することによって現場が変わっていくのではないかと、そのようなお話もあったかと思えます。今後3か月、半年後どうなるかは分かりませんが、現時点においては前向きに3号店、4号店と続いてくれることを私は念願をして、質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月6日から12月9日までの4日間は、委員会審査及び議案調査のため休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、12月10日の午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時31分散会